

環境省が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成14年度環境省政策評価書」における実績評価方式を用いた政策評価48件

2 審査の考え方と点検の項目

(目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である(注)。

目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期(基準年次)及び目標を達成しようとする時期(達成年次)が設定されているかどうか。

(注) 目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

(目標の達成度合いの判定方法)

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水準をどのように評価するかについての判定基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。

目標の達成度合いが数値等で表されていないものについて、達成度合いについての判定の結果を「目標が達成できた」、「目標達成にもう一歩であった」などパターン化した表現等により分かりやすく整理しているかどうか。

3 審査の結果

今年度の環境省の実績評価においては、評価の対象とした 48 施策について設定されている目標 50（目標が複数設定されているものもあるため施策数とは一致しない。）の下に、より具体的な目標である下位目標 154 が設定されている。また、施策ごとに、各施策を遂行するための具体的な手段である事務事業計 156 が整理され示されるとともに、これらの事務事業と施策についての具体的な目標である下位目標との関係を明らかにする取組が行われている。

環境省の政策評価書は、評価を行った施策ごとに「事後評価シート」、「事務事業シート」及び「政策効果把握の手法及び関連指標」から構成されている。

このうち、「事務事業シート」では、各施策の政策手段に当る事務事業について、その概要、関連予算事項、対応する下位目標等が整理されている。さらに、今年度は、「政策効果把握の手法及び関連指標」において、目標及び下位目標のそれぞれについて、実績を測定するための指標（施策の効果を直接的に表す「指標」及び施策の効果を間接的に表す「参考指標」）及び達成すべき水準を示す目標値の設定の考え方や根拠等を整理して示している（注）。

（注）「事後評価シート」： 施策名、施策の概要、予算額、目標・指標名、目標の達成状況、評価、今後の課題、政策への反映の方向性等を記載

「事務事業シート」： 事務事業名、事業の概要、主な関連予算事項等を記載

「政策効果把握の手法及び関連指標」： 指標名、指標の解説（指標の算定方法）、評価に用いた資料（インターネットの公開・非公開の別）、目標値設定の根拠、考え方、特記事項、目標値の実績値等を記載（「政策効果把握の手法及び関連指標」は、指標が設定されている施策について作成）

また、事後評価結果を今後の政策に適切に反映する観点から、「事後評価シート」に新たに政策への反映の方向性欄を設け、あらかじめ施策ごとに設定した目標の達成状況や施策の成果等から施策についての今後の取組方向を記載している。その結果をみると、48 施策のうち、現行のまま継続するとしているものが 12 施策となっている。残る 36 施策については、それぞれの政策手段である事業について何らかの改善・見直しが必要であるとしており、このうち、事業の拡充（新規を含む。）の方針を示しているものが 35 施策、事業の縮小・廃止の方針を示しているものが 1 施策となっている。

これら 48 件についての審査結果は、以下のとおりである（詳細は、別添 1 政策評価審査表（実績評価関係）参照）。

【審査結果整理表】

政策番号	政 策	目標の設定状況			目標の達成度 合いの判定方 法(判定基準 の定量化等)
		目標値等 の設定の 有無	目標期間の 設定の有無		
			基準 年次	達成 年次	
環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現					
- 1 地球規模の環境の保全					
- 1 - (1)	地球温暖化対策	○	○	○	-
- 1 - (2)	オゾン層保護対策	○	-	○	-
- 1 - (3)	酸性雨対策	○	-	○	-
- 1 - (4)	海洋環境の保全	-	-	-	-
- 2 大気環境の保全					
- 2 - (1-1)	固定発生源対策	○	各年度		-
- 2 - (1-2)	自動車排ガス対策	○	各年度		-
- 2 - (1-3)	基礎調査・監視測定体制の整備等	-	-	-	-
- 2 - (2)	大気生活環境対策	○	各年度		-
- 3 水環境の保全					
- 3 - (1)	流域の視点から見た水環境の保全	○	各年度		-
- 3 - (2)	水利用の各段階における負荷の低減	○	各年度		-
- 3 - (3)	閉鎖性水域における水環境の保全	○	各年度		-
- 3 - (4)	水環境の監視等の体制の整備	○	-	○	-
- 4	土壌環境の保全	-	-	-	-
- 5	地盤環境の保全	○	-	-	-
- 6 廃棄物・リサイクル対策					
- 6 - (1)	循環型社会の形成の推進のための基本措置	○	○	○	-
- 6 - (2)	循環資源の適正な循環的な利用の推進	○	各年度		-
- 6 - (3)	一般廃棄物対策（排出の抑制、再生利用、適正処理等）	○	○	○	-
- 6 - (4)	産業廃棄物対策（排出の抑制、再生利用、適正処理等）	○	○	○	-
- 6 - (5)	廃棄物の不法投棄の防止等	○	-	○	-
- 6 - (6)	合併処理浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進	-	-	-	-
- 7 化学物質対策					
- 7 - (1)	環境リスクの評価	○	-	○	-
- 7 - (2)	環境リスクの管理	○	○	○	-
- 7 - (3)	リスクコミュニケーションの推進	○	○	○	-
- 7 - (4)	国際協調による取組の推進	○	-	○	-
- 8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進					
- 8 - (1)	生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	○	-	○	-
- 8 - (2)	自然環境の保全	○	-	○	-
- 8 - (3)	自然環境の再生	-	-	-	-
- 8 - (4)	野生生物の保護管理	○	-	○	-
- 8 - (5)	動物の愛護及び管理	-	-	-	-
- 8 - (6)	自然とのふれあいの推進	-	-	-	-
- 9 国際的取り組みに係る施策					
- 9 - (1)	地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	○	-	○	-
- 9 - (2)	開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力	-	-	-	-

政策番号	政 策	目標の設定状況			目標の達成度 合いの判定方 法(判定基準 の定量化等)
		目標値等 の設定の 有無	目標期間の 設定の有無		
			基準 年次	達成 年次	
各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策					
- 1	環境基本計画の効果的实施	○	-	-	-
- 2	環境教育・環境学習の推進	○	-	○	-
- 3	環境パートナーシップの形成	○	-	○	-
- 4 環境と経済の統合に向けた取組					
- 4 - (1)	経済活動による環境配慮の徹底	○	-	○	-
- 4 - (2)	環境保全型産業活動の促進	○	-	○	-
- 4 - (3)	環境事業団の効果的な運営	○	-	○	-
- 5 環境アセスメント					
- 5 - (1)	環境影響評価制度の運営及び充実	-	-	-	-
- 5 - (2)	戦略的環境アセスメントの推進	-	-	-	-
- 6	環境に配慮した地域づくりの支援	○	-	○	-
- 7	試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	○	-	○	-
- 8	環境情報の整備と提供	-	-	-	-
- 9	公害防止計画の推進	-	-	-	-
- 10 環境保険対策					
- 10 - (1)	公害健康被害対策（補償・予防）	-	-	-	-
- 10 - (2)	水俣病対策	-	-	-	-
- 10 - (3)	環境保健施策に関する調査研究の推進	-	-	-	-
- 11	環境政策の基盤整備	-	-	-	-
合 計（48 施策）		○ = 32	○ = 13	○ = 30	-
総 括 記 述	施策についての目標の設定状況をみると、施策ごとの「目標」の下により具体的な「下位目標」が設定されるとともに、48 施策のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化されるなどにより具体的に特定されているものが 32 施策（前年度に比べて 16 施策増）となるなど、取組の進展がみられる。これら 32 施策については、達成すべき水準に対する実績の推移等を見ることにより、目標達成に向けた進ちょく状況が分かるようになっている。また、このうち、目標期間（達成年次）が明らかにされているものが 30 施策（前年度に比べて 15 施策増）となっている。				
	一方、16 施策については、達成しようとする水準が具体的に特定されていないため、目標の達成状況を具体的に把握するための指標（施策の効果を直接的に表す「指標」及び間接的に表す「参考指標」）が設定されている場合にはその経年的な推移により、また、それらの指標が設定されていない場合には主として下位目標を達成するために実施した事務事業の実施状況を把握することにより評価が行われている。				
	実績評価方式を用いた評価は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、目標に対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、その達成度合いについて評価を行うことが基本である。このため、目標達成の状況を具体的に測定するための指標が設定されていない施策については、指標又は参考指標を設定するように努めることが必要である。また、達成しようとする水準が具体的に特定されていない施策については、いつまでにどの水準まで目標を達成しようとするものであるのか、できる限り具体的に特定していくことが望まれる。				
	目標の達成度合いの判定については、具体的で明確な判定方法が示されているわけではないが、目標に関し達成すべき水準が具体的に設定されている 32 施策の中には、数値化された目標値と測定値との定量的な比較が可能となっているものもみられることから、目標の達成度合いの判定についての基準を設定することができるものがないか、今後、検討を進めていくことが望まれる。				

- (注) 1 「政策番号」欄には、「平成 14 年度環境省政策評価書」の環境省政策体系において使用している施策番号を記入した。
- 2 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている場合には「○」を記入し、いずれにも該当しない場合には「-」を記入している。
- 3 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「○」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「○」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「-」を記入している。
- 4 「目標の達成度合いの判定方法(判定基準の定量化等)」の欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的に明確なものとして示されている場合には「○」を記入し、示されていない場合には「-」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

別添 1

政策評価審査表（実績評価関係）

（説 明）

本表は、公表された環境省の「平成 14 年度環境省政策評価書」を基に総務省の責任において整理したものである。

各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	評価の対象とされた施策ごとに番号を付した。 なお、番号は、「平成 14 年度環境省政策評価書」の環境省政策体系において使用している施策番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた施策の名称を記入した。
「達成すべき目標」欄	あらかじめ政策効果に着目して設定された施策の「目標」、「下位目標」を記入した。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」(= outCome) はアウトカム、「P」(= outPut) はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標を記入した。
「指標分類」欄	別添の「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「P」、「CM」、「CI」のいずれか該当するものを記載している。 なお、「CM」(= outCome Measurable) はアウトカムで定量的な指標、「CI」(= outCome Immeasurable) はアウトカムで定性的な指標、「P」(= outPut) はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を、また、「基準年次」には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を記入した。
「測定結果等」欄	測定結果等を記入した。
「評価の結果」欄	環境省における評価の結果、評価の結果に基づく今後の課題及び政策への反映の方向性を記入した。 なお、政策への反映の方向性は、政策を現行のまま継続と判断されているものについては「継続」と記載し、事業の改善・見直しが必要と判断されたもののうち、事業の拡充が必要なものは「拡充」、新規事業が必要なものは「新規」、事業の廃止・縮小が必要なものは「縮小・廃止」とそれぞれ記入した。
「政策手段」欄	達成すべき目標を実現するために具体的に講じる手段が記載されている場合、その内容を記入した。 なお、目標を達成するために政策の実施に要した費用等に関する情報についての記載がある場合は、その費用の額等を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した案を各府省に提示した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 3 条第 1 項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度、○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率、○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量、○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移、○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、○環境基準の設定 ○検査件数、○行政処分の実施件数
行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数、○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数、○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、○インターンシップ参加者数
行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果、○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数、○恩給請求書を 3 か月以内に総務省に進達した割合
行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数、○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

達成すべき目標の実績を測定する指標の設定状況＜総括表＞

達成すべき目標についてその実績を測定するため、事前に指標を設定しておく必要がある。また、指標は、できる限りアウトカムに着目した定量的なものであることが望ましい。

環境省が設定した指標の特徴をみると、目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標は、全体の６割近く占めており、前年度の割合（２割）と比較すると大幅に増加している。

【表 環境省における指標の設定状況とその性質及び前年度比較】

評価書名	指標名	指標数	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数			目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない指標数			
				アウトカム	アウトプット		アウトカム定量	アウトカム定性	アウトプット
平成 14 年度 環 境 省 政 策 評価書	指標及び参考指標 （構成比）	1 4 8 (100%)	8 6 (58.1%)	5 2 (35.1%)	3 4 (23.0%)	6 2 (41.9%)	1 1 (7.4%)	0 (0%)	5 1 (34.5%)
平成 13 年度 環 境 省 政 策 評価書	指標及び参考指標 （構成比）	1 5 7 (100%)	3 0 (19.1%)	2 2 (14.0%)	8 (5.1%)	1 2 7 (80.9%)	2 0 (12.7%)	0 (0%)	1 0 7 (68.2%)

（注）１ 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを計上した。

２ 詳細は、「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方」参照

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）
							基準年次	達成年次	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年		
環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現																
- 1 地球規模の環境の保全																
- 1 - (1)	地球温暖化対策	2008年から2012年の温室効果ガスを基準年（1990年、代替フロン等3ガスについては1995年）比6％削減（京都議定書の削減約束）する。 （下位目標1） 2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を1990年比で総排出量の2％相当分削減する。 （下位目標2） 2008年から2012年の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を1990年度比で総排出量の0.5％相当分削減する。 （下位目標3） 2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を1990年度比で総排出量の2％相当分程度の増加に抑制する。 （下位目標4） 2005年中までに全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動センターを設置する。 （下位目標5） 2005年以内に地球温暖化防止活動推進員の登録者数を4,000名程度とする。 （下位目標6） 我が国における京都メカニズム（ＣＤＭ・ＪＩ・排出量取引）活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速する。 （下位目標7） 京都議定書の削減約束達成に向けて、関係各国との情報交換を密に行い、国際協力及び経験交流に努める。 （下位目標8） 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、地球温暖化対策推進大綱に記載されている目標である3.9％（1,300万炭素トン）を確保する。	C	温室効果ガスの総排出量（百万トン（ＣＯ2換算）） エネルギー起源二酸化炭素排出量（百万トン（ＣＯ2換算）） 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量（百万トン（ＣＯ2換算）） 代替フロン等3ガスの排出量（百万トン（ＣＯ2換算）） 都道府県地球温暖化防止活動推進センターの設置数（か所） 地球温暖化防止推進員登録者数（名）	C M C M C M C M P P	11億55百万トンＣＯ2（ＣＯ2換算・暫定値） 1,023百万トンＣＯ2（ＣＯ2換算・暫定値） 131百万トン（ＣＯ2換算・暫定値） 73百万トン（ＣＯ2換算・暫定値） 47 4,000	1990年 1990年 1990年 1995年 - -	2008年から2012年の平均 2008年から2012年の平均 2008年から2012年の平均 2008年から2012年の平均 2005年 2005年	- - - - - -	12億99百万 1,115 138.9 44.2 -	13億28百万 1,157 132.4 39.0 -	13億32百万 1,160 136.3 35.6 3	- - - - 8	- - - 13 2,496	。 京都議定書6％削減約束を達成するには、基準年比総排出量の14％分の追加対策が必要であり、増加が続いている運輸・民生部門における二酸化炭素排出量の抑制対策を中心に、なお一層の排出削減に向けた取組を進めていかなければならない。地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた第1ステップ（2002年から2004年）において行うべき施策を着実に推進していくとともに、第2ステップに向けて対策の評価・見直しを行い、その結果に基づき、必要に応じて追加的対策を導入していくことが重要である。 また、国際的取組としては、米国や開発途上国を含むすべての国が参加する共通のルールが構築されるよう、引き続き最大限の努力を傾ける必要がある。 （今後の課題） 地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた第1ステップ（2002年から2004年）において行うべき施策を着実に実施していくとともに、第2ステップに向けて対策の評価・見直しを行い、その結果に基づき、必要に応じて追加的対策を導入していくことが重要である。 また、国際的取組としては、米国や開発途上国を含む全ての国が参加する共通のルールが構築されるよう、引き続き最大限の努力を傾ける必要がある。 （政策への反映の方向性） 拡充	○ 国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進 ・地球温暖化防止国民運動事業費（110百万円） ・温暖化地域構造改革事業費補助金（503百万円） ・温暖化対策診断モデル事業（43百万円） ・ＩＴ技術利用エコドライブ診断モデル事業（45百万円） ○ 代替フロン等3ガスの排出抑制対策 ・フロン回収破壊法施行事務費（11百万円の内数） ○ 都道府県地球温暖化防止活動推進センター設置の推進 ・地球温暖化対策の推進に関する法律第11条 ○ 京都メカニズムの活用 ・温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査費（95百万円） ○ 国際的連携の確保 ・途上国の京都議定書への参加促進経費（28百万円） ○ 温室効果ガスの吸収源対策の推進 ・森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査（29百万円）

政策番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）		
							基準年次	達成年次	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年				
- 1 - (2)	オゾン層保護対策	オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図る。	C	（参考指標） 南極オゾンホール の面積(万km ²)	C/M	-	-	-	-	2,710	2,504	2,918	2,647	2,054	○ CFC（クロロフルオロカーボン：いわゆるフロン的一种）等のオゾン層破壊物質については、既に大気中濃度が低下しているものもあり、オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策は有効であると考えられる。一方、オゾン層の減少は継続しており、また、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）やハロンの大気中濃度は増加傾向にあることから、引き続きオゾン層保護対策を実施していく必要がある。 （今後の課題） ・オゾン層等の状況を監視し、対策効果を把握する。 ・オゾン層保護法及びフロン回収破壊法を着実に施行するとともに、第2種特定製品の自動車リサイクル法への円滑な移行を図る。 ・オゾン層破壊物質の排出抑制対策、特に断熱材フロンの適切な回収・破壊法の方策の検討を進める。 ・途上国におけるモントリオール議定書に基づくフロン対策の推進（政策への反映の方向性） 継続	○ オゾン層の状況等の監視・観測 ・フロン等大気中濃度等監視調査（24百万円） ○ オゾン層破壊物質の排出抑制、使用合理化の推進 ・オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費（11百万円） ・フロン等排出抑制技術等調査（4百万円） ○ オゾン層破壊物質の回収・破壊の促進 ・オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費（11百万円） ・断熱材フロン対策検討調査（41百万円） ・フロン回収等普及促進事業（30百万円） ・ハロン管理システム等検討調査（6百万円） ○ 国際協力の推進 ・アジアにおけるモントリオール議定書遵守支援事業（7百万円）		
		（下位目標1） オゾン層等の状況を把握し、オゾン層破壊物質の規制効果を評価する。		――						オゾン層保護法第22条に基づき、国内2地点におけるハイドロフルオロカーボン（HFC）及びオゾン層破壊物質の大気中濃度を測定した。また、オゾン・レーザーレーダーやILAS-（人工衛星搭載用オゾン層観測センサー）により大気オゾン全量を測定した。これらの成果及びその他の観測結果も合わせて評価を行い、「平成13年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」を公表した。								
		（下位目標2） オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化を進める。		HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）消費量（ODPTon）		C/M	3,615 （平成32年全廃）	-	平成16年 （32年）	4,152	3,633	3,899	3,531	3,500			-	
		（参考指標） PRTによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値（ODPTon）		C/M		-	-	-	-	-	-	-	-	17,828			-	
		（下位目標3） 機器等の廃棄時におけるフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。		――						フロン回収破壊法の施行により、第1種特定製品（業務用冷凍空調機器）について平成14年4月1日から、第2種特定製品（カーエアコン）について同年10月1日から、製品が廃棄される際冷媒用フロンの回収・破壊が義務づけられ、フロン類の回収・破壊が着実に進展した。同法に定める第1種フロン類回収業者、第2種特定製品引取業者、第2種フロン類回収業者の都道府県知事等への登録は延べ9万7千件に及んでおり、同法に基づく許可を受けた受けたフロン類破壊業者も60を超えている。フロン回収破壊法が施行された平成14年10月から平成15年3月までのカーエアコンからのクロロフルオロカーボン（CFC）の半年間の破壊量は約97トンであった。さらに、関係各省庁を集めオゾン層保護対策推進会議を開催し、フロン回収破壊法の円滑な施行のための協力を依頼した。また、建材用断熱材フロン、ハロンの回収・破壊の方策について検討を行った。								
		（下位目標4） アジア地域の途上国のモントリオール議定書遵守のため、日本の経験を生かした支援を行う。		――						アジア地域において開催されるワークショップに我が国の専門家を派遣し情報発信を行うとともに、アジア地域の途上国における人材の育成・統計データ及び法律の整備等も含めた途上国の施策実施能力の向上を促す支援を実施した。								
- 1 - (3)	酸性雨対策	東アジア地域を中心に、国際的な連携の下でのモニタリング、調査研究等の国際協力を進め、酸性雨による環境影響を防止する。	C	――												○ EANETモニタリング体制の充実・強化がなされるとともに、酸性雨モニタリングの技術的能力の向上がなされた。また、国内モニタリングによるデータの取得がなされ、酸性雨の実態解明調査が進められるなど、酸性雨による環境影響を防止するための取組については、着実に進展している。今後は、国際協調に基づく酸性雨対策（特に発生源対策に結びつく施策）の枠組みづくりや中国等で被害が激甚化している黄砂の飛来実態等を把握し、対策を進める上での情報を収集する必要がある。	○ 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）の構築、拡充・強化 ・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金（165百万円） ○ 国内における酸性雨モニタリングの適切な実施 ・国内酸性雨モニタリング推進費（277百万円） ○ 酸性雨問題の防止に向けた国際協力の推進 ・酸性雨対策国際強力事業費（40百万円）	
		（下位目標1） 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）の活動を推進する。		EANETモニタリング（酸性沈着）地点数	P	-	-	-	-	14	38	40	43	44				
		（下位目標2） 酸性雨による環境影響を把握するための国内モニタリングによるデータを取得する。		（参考指標） 国内酸性雨モニタリング地点数	P	31	-	平成15年度	-	43	46	48	48	48				

政策番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）
							基準年次	達成年次	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年		
- 2 大気環境の保全																
- 2 - (1-1)	固定発生源 対策	環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。	C	下位目標1と2の指標と同じ												○ 硫黄酸化物、窒素酸化物については、工場・事業場の排出規制は着実に効果をあげていると考えられる。しかし、浮遊粒子状物質については、大都市地域を中心に環境基準の達成状況は低く、固定発生源に起因する原因物質について、総合的な対策の検討が課題となっている。また、光化学オキシダントについては、環境基準の達成状況は依然として極めて低い水準で推移している。一方、低濃度であっても長期間の吸入により健康影響が懸念される有害大気汚染物質については、ベンゼン等4物質に環境基準が設定されているが、これについては、ベンゼンを除き環境基準は達成されており、大気汚染防止法に基づく排出抑制や事業者の自主的な取組による有害大気汚染物質排出抑制対策は有効に機能していると考えられる。しかし、ベンゼンについては高濃度の地域があるため、全国を単位とした個別事業団体の自主管理に加えて、高濃度地域を単位としたベンゼンの地域自主管理による排出抑制対策が導入されており、引き続き対策を実施していく必要がある。 （今後の課題） ・浮遊粒子状物質については、固定発生源に起因する二次生成粒子の原因物質を中心とした排出抑制対策について具体化する必要がある。 ・光化学オキシダントについては、その発生防止等に関する施策を引き続き推進するとともに、窒素酸化物排出抑制の効果や、炭化水素類の排出削減対策の動向を見極めつつ、原因物質の排出削減について検討する必要がある。 ・環境基準が設定されていない物質の排出を抑制するに当たっての環境目標値の活用方法について検討する必要がある。 ・平成15年度に終了する有害大気汚染物質に関する第2期の自主管理計画（個別業界団体の自主管理及びベンゼンにおける地域自主管理計画）の実施状況について評価し、今後の取組について検討する必要がある。 （政策への反映の方向性） 拡充
		（下位目標1） 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準の達成率を向上させる。		全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（％）	C M											
		・二酸化いおう		100		各年度	99.7	99.7	99.7	94.3	99.6	-				
		・一酸化炭素		100		各年度	100	100	100	100	100	-				
		・浮遊粒子状物質		100		各年度	61.9	67.3	90.1	84.4	66.6	-				
		・二酸化窒素		100		各年度	95.3	94.3	98.9	99.2	99.0	-				
				・光化学オキシダント	100	各年度	0.1	0.3	0.1	0.5	0.5	-				
		（下位目標2） 有害大気汚染物質に係る環境基準を達成する。		有害大気汚染物質に係る環境基準達成率（％）	C M											
		・ベンゼン		100		各年度	50.9	53.8	76.8	79.7	81.7	-				
		・トリクロロエチレン		100		各年度	100	100	100	100	100	-				
		・テトラクロロエチレン		100		各年度	100	100	100	100	100	-				
		・ジクロロメタン		100		各年度	(100)	(100)	100	100	100	-				

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）		
							基準年次	達成年次	平成 9 年	10年	11年	12年	13年	14年				
- 2 - (1- 2)	自動車排ガス対策	環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。	C	全国の測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（％）	C M										○ 全国の測定局における環境基準の達成状況は改善傾向にあるものの、道路沿道における大気汚染物質の濃度は一般環境に比べて高くなっており、依然として二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準達成状況が低い水準に止まっていることから、自動車排出ガスについては、今後も総合的な対策の充実、強化及び着実な推進が必要である。 （今後の課題） ・対策地域を有する各都府県において策定される総量削減計画に盛り込まれた施策の進捗状況の的確な把握・評価を可能とする手法を早期に整備する必要がある。 ・実用段階にある低公害車の一層の普及を進めるとともに、今後とも政府をはじめとした公的部門による率先導入を推進する必要がある。 ・平成17年から導入される自動車排出ガス規制（いわゆる新長期規制）を踏まえた新たな低公害車の概念を整理するとともに、燃料電池自動車等の次世代低公害車について、普及戦略プランを策定し、実施していく必要がある。 （政策への反映の方向性） 拡充	○ 自動車単体規制 ・自動車からの有害大気汚染物質排出実態調査（24百万円） ・ディーゼル自動車等排出ガス低減施策検討調査（12百万円） ・新たな自動車排出ガス試験法の開発調査（20百万円） ・粒子状物質の粒子数等排出実態調査及び測定法の確立（70百万円） ・自動車燃料改質調査検討費（30百万円） ・新燃料使用時の排出ガス実態調査（30百万円） ○ 自動車NOx・PM総量削減対策 ・自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減法施行管理費（4百万円） ・自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費（233百万円） ・自動車NOx・PM法に基づく排出基準適合車導入に伴う自動車取得税の優遇 ○ 低公害車の普及促進 ・低公害車普及等事業費補助（310百万円） ・低公害車の導入に伴う自動車取得税の優遇 ・自動車税のグリーン化 ・日本政策投資銀行等による低利融資		
						・二酸化いおう	100	各年度	99.7	99.8	99.8	94.2	99.6	-				
						・一酸化炭素	100	各年度	100	100	100	100	100	-				
						・浮遊粒子状物質	100	各年度	57.9	62.6	88.0	81.4	63.3	-				
						・二酸化窒素	100	各年度	89.1	88.8	94.6	95.1	94.8	-				
						・光化学オキシダント	100	各年度	0.1	0.6	0.3	0.6	0.6	-				
		（下位目標 1） 自動車NOx・PM法の対象地域において、二酸化窒素については大気環境基準を平成22年度までにおおむね達成する。浮遊粒子状物質については平成22年度までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、大気環境基準をおおむね達成する。	C M	対策地域におけるNO2・SPMの環境基準達成率（％）														
		・二酸化窒素		100		-	平成22年度	71	69.7	86.3	87.6	87.0	-					
		・浮遊粒子状物質		100		-	平成22年度	18.7	34.2	77.4	74.1	44.4	-					
		（下位目標 2） 低公害車の普及促進を図る。	C M	低公害車普及台数		1,000万台以上	-	平成22年度のできるだけ早期	-	28,857	45,795	631,250	2,175,507	3,814,021 （平成14年12月末）				
		燃料電池自動車の普及台数（台）		C M		5万台	-	平成22年度	平成15年4月現在の燃料電池自動車の普及台数：5台									
		一般公用車への低公害車の導入率（％）		P		100	-	平成16年度	-	-	-	4	19	45				

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）	
							基準年次	達成年次	平成 9 年	10年	11年	12年	13年	14年			
- 2 - (1-3)	基礎調査・監視測定体制の整備等	今後の大気環境保全施策を進める上で基礎となる監視観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進めることにより、大気汚染に関し、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。	C				—									○ 大気環境監視体制及び測定局からの大気環境情報即時収集体制（「大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）」）の整備については、大気汚染対策の検討・実施に役立つとともに、国民がその必要性を理解する上で有効であると考えられる。また、有害大気汚染物質については、今後、有害大気汚染物質の測定方法の開発、効果的・効率的なモニタリング方法の確立等が必要である。健康影響が懸念されている微小粒子状物質（浮遊粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下のもの：PM2.5）やディーゼル排気微粒子（DEP）については、科学的知見を累積し、これまでにPM2.5の疫学及び毒性データの集積やDEPの発がんリスクの試算や曝露評価のためのデータの集積等実績をあげつつある。今後は、従来の取組を一層充実するとともに、さらに微小な粒子（環境ナノ粒子）に関する知見の収集が必要である。（今後の課題） ・有害大気汚染物質の測定方法の開発、効果的・効率的なモニタリング方法の確立とともに、モニタリングの推進に取り組むことが必要である。 ・DEPやPM2.5、有害大気汚染物質について一層の知見の充実に努めるとともに、さらに微小な粒子（環境ナノ粒子）に関する知見の収集が必要である。（政策への反映の方向性） 拡充	○ 環境基準の設定調査 ・大気汚染物質に係る有害性等判定条件設定費（20百万円） ○ DEP、PM2.5に関する科学的知見の充実 ・ディーゼル排気微粒子リスク評価検討調査研究費（144百万円） ・微小粒子状物質中成分の測定・評価手法確立調査（30百万円） ・微小粒子状物質等曝露影響調査（151百万円） ○ 船舶・航空機対策調査 ・船舶排出大気汚染物質規制検討調査（9百万円） ・空港環境保全対策指針策定調査（9百万円） ○ スパイクタイヤ粉じん対策調査 ・スパイクタイヤ類似品の基準策定調査（5百万円） ○ 大気環境監視体制の整備・データの公表 ・自治体常時監視データの即時収集及び公表（70百万円） ○ 有害大気汚染物質のモニタリング ・有害大気汚染物質モニタリング推進事業（103百万円） ・有害大気汚染物質監視費補助（134百万円） ○ 環境中の放射線物質等に関する測定データの蓄積等 ・放射能調査研究費（99百万円）
		（下位目標 1） 大気環境体制の整備・データの公表をする。					地方公共団体の常時監視測定局の整備が進み、平成13年度末現在、一般環境測定局1,698局、自動車排出ガス測定局423局が設置されている。 リアルタイムの大気環境データ及び光化学オキシダント注意報等をインターネットで一般公開する「大気汚染物質広域監視システム」の整備を平成14年度末までに完了した。 有害大気汚染物質については、地方公共団体等による大気環境モニタリングが実施されており、その結果については記者発表等により公表している。										
		（下位目標 2） 種々の大気汚染物質に関する科学的知見の充実を図る				各測定局における平常値の地域特性等についてデータを集積・充実させるとともに、監視システムの機能向上等によりモニタリング体制等の強化を図った。 また、近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質（PM2.5）やディーゼル排気微粒子（DEP）について、文献調査や環境測定を始めとする諸調査を実施した。 微小粒子状物質については平成13年度から開始した大規模な長期疫学調査を継続して実施した。 有害大気汚染物質についての文献調査についても継続して実施した。											
- 2 - (2)	大気生活環境対策	環境基準の達成・確保等により、大気環境に関し生活環境を保全する。	C				—									○ 騒音防止技術の開発支援・普及啓発を図るため、実用化が期待されている技術の評価を行い、一定の成果を得た。自動車騒音については、面的評価の導入及び総合的対策の充実強化によって、また新幹線鉄道等騒音については新たな対策の充実強化によって状況の改善を図る。また、新幹線鉄道等騒音については、状況の改善のため、対策の充実強化を図る。また、臭気対策については、臭気指数規制の円滑な導入を図るための基盤整備等を進めた結果、地方公共団体における導入の動きが本格化しつつある。	○ 騒音対策（工場・事業場等からの騒音に係る対策、自動車騒音対策、鉄道騒音対策、航空機騒音対策） ・騒音による影響の評価に関する総合的研究（10百万円） ・低周波音の影響に関する調査（12百万円） ・騒音規制対象施設等実態調査（6百万円） ・騒音低減新技術状況検討調査（5百万円）
		（下位目標 1） 騒音に係る環境基準の達成率を向上させる。		騒音に係る環境基準達成率（％）	C M												
		・一般地域		100	各年度	68.1	70.3	66.3	71.9	73.8	-						
		・道路に面する地域		100	各年度	-	-	-	76.9	77.6	-						
		航空機騒音に係る環境基準達成率（％）		C M	100	各年度	-	-	71.1	72.0	74.5	-					

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）
							基準年次	達成年次	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年		
				新幹線騒音に係る環境基準達成率（％）	C M	100	各年度		-	-	34.2	41.1	39.0	-	ヒートアイランド対策については、関係府省の連絡会議が設置され、ヒートアイランド対策に係る大綱の策定に向け、政府としての取組が進められている。	・特定事業用資産（騒音発生施設）の買替（交換）の場合の譲渡所得の課税の特例 ・騒音防止施設の特別土地保有税の非課税
		（下位目標2） 騒音に係る苦情を減少させ、良好な生活環境を保全する。		騒音に係る苦情件数	P	-	-	-	14,011	12,685	12,452	14,066	14,547	-	（今後の課題） ○ 騒音対策 ア 工場・事業場等からの騒音に係る対策 ・未規制施設等の対策検討 ・低周波音に関する生活影響等の科学的知見のとりまとめ等 イ 自動車騒音対策 ・自動車単体対策については、引き続き自動車メーカー等における自動車騒音低減技術の研究開発の促進を図り、更なる自動車騒音の低減の可能性を検討していくことが必要である等 ウ 新幹線鉄道騒音対策 ・新幹線については、いわゆる75デシベル対策が平成15年3月に終了したことから、環境基準の達成に向けた新たな対策の検討が必要である等 エ 航空機騒音対策 ・国際民間航空機関（ICAO）による航空機単体規制の強化に加え、飛行場周辺対策の一層の推進を図るため、各飛行場における騒音実態に応じた対策の具体化が必要である。 ○ 振動対策 ア 工場・事業場等からの振動に係る対策 ・振動規制法の適切な運用や振動公害防止に向けた啓発活動 イ 道路交通振動対策 ・振動規制法に規制された要請限度制度は既に25年が経過しており、制度に関する見直しを行う必要がある。 ウ 鉄道振動対策 ・新幹線についてはほぼ指針値を達成しているが、依然として苦情があることから、今後新たな対策を検討することが必要である。等 ○ 臭気対策 ・国際的な三点比較式臭袋法の周知・徹底等 ○ ヒートアイランド対策 ・ヒートアイランド対策に係る大綱の策定等 ○ 光害対策 ・まだ認知度の低い光害（ヒカリ害）という言葉の一層のPR等 （政策への反映の方向性） 新規、拡充	・道路交通騒音・振動対策調査（17百万円） ・道路交通騒音強化対策検討調査（18百万円） ・鉄道騒音対策推進調査（12百万円） ○ 振動対策（工場・事業場等からの振動対策、道路交通振動対策、鉄道振動対策） ・振動防止技術指針策定調査（6百万円） ・道路交通騒音・振動対策調査（18百万円） ・新幹線鉄道振動対策検討調査（8百万円） ○ 悪臭対策 ・悪臭防止法施行事務費（1百万円） ・悪臭規制基準強化対策（15百万円） ・におい環境保全総合対策（20百万円） ・悪臭防止技術改善普及推進（4百万円） ・悪臭に係る測定技術適正化調査（5百万円） ○ ヒートアイランド対策 ・大気生活環境保全対策に関する調査（20百万円） ・固定資産税 ○ 光害対策 ・大気生活環境保全対策に関する調査（3百万円）
		（下位目標3） 振動に係る苦情を減少させ、良好な生活環境を保全する。		振動に係る苦情件数	P	-	-	-	2,257	2,124	2,084	2,264	2,480	-		
		（下位目標4） 悪臭に係る苦情を減少させ、良好な生活環境を保全する。		悪臭に関する苦情件数	P	-	-	-	14,544	20,092	18,732	21,205	23,776	-		
				（参考指標） 臭気指数規制の導入自治体数（累計）	P	-	-	-	-	3	3	3	10	67		
		（下位目標5） ヒートアイランド対策を推進し、ヒートアイランド現象を緩和させる。		—					平成14年度に、ヒートアイランド対策関係府省連絡会議が設置され、ヒートアイランド対策に係る大綱の策定に関する基本的な方針が決定された。本方針では、ヒートアイランド対策の主な柱として、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市携帯の改善の3つが挙げられており、これらの対策を図っている。							
		（下位目標6） 光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。		（参考指標） スターウォッチングネットワーク参加者数（人）	P	-	-	-	13,898	14,490	15,617	14,741	12,745	-		

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）	
							基準年次	達成年次	平成 9 年	10年	11年	12年	13年	14年			
- 3 水環境の保全																	
- 3 - (1)	流域の視点 から見た水環 境の保全	人の健康の保護及び生活環境 の保全に関する環境基準等の目 標を設定し、これらの達成、維 持するとともに、健全な水循環 を確保する。	C	健康項目基準達成 率（％）	C M	100	各年度		-	-	99.2	99.2	99.4	-	○ 公共用水域における環境基準の うち、生活環境項目については、湖 沼、内湾等の閉鎖性水域において依 然として達成率が低い状態にあり、 これらの水域において汚濁物質を一 層低減するための対策を充実させる 必要がある。健康項目については、 公共用水域ではほぼ基準を達成して いるが、地下水については、環境基 準を超過する項目があり、特に硝酸 性窒素及び亜硝酸性窒素の基準値超 過率が高い。過去の行為が汚染原因 の場合も多く、汚染の早期発見と浄 化等の対策が必要である。環境保全 上健全な水循環の確保に向けた調 査・検討を進めているが、今後更に 幅広い観点からの取組を推進してい く必要がある。 （今後の課題） ○ 環境基準値等の目標の設定 ・水生生物への影響の観点からの水 質目標の設定の検討 ○ 環境基準の達成維持 ・湖沼、内湾等の閉鎖性海域におけ る取組の一層の充実 ・地下水汚染の可能性の高い地域の 地下水質の重点的な把握と対策の実 施 ○ 環境保全上健全な水環境の確保 ・水循環の診断・評価手法の確立の ための調査・検討の促進 ・環境保全上の健全な水循環構築の ための地方自治体による施策策定支 援の検討 （政策への反映の方向性） 新規等	○ 環境基準の設定・見 直し ・健康項目検討調査（12 百万円） ・生活環境項目検討調査 （42百万円） ・水質環境基準の類型当 てはめ見直し調査事業費 補助（11百万円） ・水環境における有害物 質リスク管理手法検討調 査（47百万円） ○ 水辺環境、水循環に 係る施策の推進 ・水辺環境保全活動推進 費（13百万円） ・水域水循環計画策定等 調査（46百万円） ・良好な水辺空間創出事 業費補助（270百万円） ・第3回世界水フォーラム 閣僚級国際会議開催経 費（19百万円）	
				生活環境項目基準 達成率（％） ・全体	C M	100	各年度		-	-	78.7	79.4	79.5	-			
				・河川		100	各年度		-	-	81.5	82.4	81.5	-			
				・湖沼		100	各年度		-	-	45.1	42.3	45.8	-			
				・海域		100	各年度		-	-	74.5	75.3	79.3	-			
				環境基準達成率 （％） ・地下水	C M	100	各年度		-	-	94.4	91.9	92.8	-			
		（下位目標 1） 人の健康に悪影響を及ぼすお それのある化学物質について、 安全性評価を行うとともに、環 境中検出状況を踏まえ、基準値 等を設定する。 （下位目標 2） 水生生物保全の観点からの基 準の設定等生活環境に係る環境 基準を見直す。 （下位目標 3） 健全な水循環の確保の観点か らの水環境保全のための取組を 推進する。 （下位目標 4） 小中学生や市民団体等による 水生生物の調査を行い、環境問 題への関心を高める。		ダイオキシン類基 準達成率 ・公共用水域	C M	100	各年度		-	-	-	96.1	97.9	-			
				・地下水		100	各年度		-	-	-	100	100	-			
				（参考指標） 要調査項目の設定 物質数(物質群)	P	-	-	-	-	-	-	85	36	80			
				（参考指標） 水生生物保全環境 基準設定検討物質 数	P	-	-	-	-	-	-	-	-	8			
				（参考指標） 良好な水辺空間創 出事業支援数（事 業）	P	-	-	-	-	-	-	12	18	13			
				（参考指標） 全国水生生物調査 参加者数（人）	P	-	-	-	-	-	-	88,690	87,450	-			

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）	
							基準年次	達成年次	平成 9 年	10年	11年	12年	13年	14年			
- 3 - (2)	水利用の各 段階における 負荷の低減	各種の発生源から水利用の各 段階を踏まえた水環境への負荷 低減及び浄化対策を推進する。	C	- 3 - (1)の環境基準の達成率の指標（健康項目基準達成率、生活環境項目基準達成率、地下水基準達成率、ダイオキシン 類基準達成率）と同じ												○ 水質汚濁防止法に基づく排水規 制等は一定の成果をあげ、水環境は 改善されつつあるが、排水基準項目 以外や非特定汚染源からの汚染等に 対応するため、新たな排水管理に向 けた取組が必要である。また、平成 15年 3 月に開催された第 3 回世界水 フォーラムにおいて、良いガバナンス ・人材育成・資金調達を柱とする 閣僚宣言が採択され、世界の水問題 解決のための具体的な行動提案が水 行動集として取りまとめられた。登 録した行動提案を実施し、世界の水 問題解決に貢献する必要がある。 （今後の課題） ○ 排水規制の実施による水環境の 負荷の低減 ・原因物質の多様化、未規制発生源 などの問題に対するためのより一層 の施策の充実等 ○ 第 3 回世界水フォーラムを受け た施策の推進 ・閣僚宣言を踏まえ、生態系の保護 と水環境管理を一体的にとらえた調 査検討等 ○ 生活排水対策について、より積 極的な対策の確立と実行 ○ 非特定汚染源対策に関する知見 の集積及びモデル湖沼での調査の成 果を活用するためのより効果的な施 策の検討 ○ 環境基準項目及び要監視項目以 外の化学物質による地下水汚染物質 実態の把握 ○ 硝酸性窒素等による地下水汚染 に対する発生源や地域の実情に応じ た効果的な対策の推進 ○ 底質汚染対策 ・ダイオキシン類に汚染された底質 の除去等の対策または検討の推進・ 今後行われる対策が円滑に進められ るための情報の整備、提供 （政策への反映の方向性） 拡充	○ 負荷低減対策 ・水質汚濁物質排出実態 等総合調査（36百万円） ・排水規制拡充検討調査 （10百万円） ・水質汚濁施策高度化検 討調査（19百万円） ・生活排水対策推進手法 検討調査（13百万円） ・生活排水負荷低減設備 導入推進事業（50百万 円） ・良好な水辺空間創出事 業費補助（270百万円の内 数） ○ 地下水汚染対策 ・地下水汚染対策調査 （30百万円） ・地下水質常時監視手法 検討調査（14百万円） ・硝酸性窒素総合対策推 進事業（4 3 百万円） ○ 底質汚染対策 ・ダイオキシン類汚染底 質対策検討に係る実証調 査（50百万円）
		（下位目標 1） 特定事業場に対する排水規制 の実施により、水環境への負荷 の低減を図る。		（参考指標） 特定事業場への立 入検査件数(件)	P	-	-	-	69,396	69,475	65,032	63,016	59,980	-			
		（下位目標 2） 生活排水対策及び非特定汚染 源対策の調査・検討の実施によ り、水環境への負荷の低減を図 る。		生活排水対策重点 地域に指定された 地域数(地域数(市 町村数))	P	-	-	-	178地域	182地域	188地域	42都府県 195地域 461市町村	42都府県 201地域 473市町村	42都府県 206地域 490市町村			
		（下位目標 3） 有害物質の地下浸透防止の徹 底、地下水の汚染状況の把握、 汚染された地下水の浄化対策の 推進を図る。		地下水質測定件数 (件)	P	-	-	-	-	10,202	11,046	12,466	12,121	-			
				浄化対策等実施事 例数(件)	P	-	-	-	-	293	353	386	386	-			
		（下位目標 4） 底質汚染対策を推進する。		汚染底質の着手率 （％）及び完了率 （％）	P	汚染底質 対策率 100％ 汚染底質 対策完了 率100％	-	（汚染発 覚次第す みやかに） -	-	-	（水銀） 100・100 （PCB） 100・97,5	（水銀） 100・100 （PCB） 100・97,5	（水銀） 100・100 （PCB） 100・97,5	（水銀） 100・100 （PCB） 100・98.7			

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）
							基準年次	達成年次	平成 9 年	10年	11年	12年	13年	14年		
- 3 - (3)	閉鎖性水域 における水環 境の保全	発生負荷削減等により、閉鎖 性水域の水質、底質、底生生物 等の保全・改善を図る。	C				—								○ 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海につ いては水質汚濁防止法に基づく水質 総量規制により発生負荷量が削減さ れるなど、一定の効果を収めている ものの、閉鎖性水域のCODに係る 環境基準達成率は高い水準にあると はいえず、その改善効果も十分では ない。有明海等対策については、底 質、底生生物を含めた水環境の状況 を調査することでよりの確に把握評 価するための基礎的データ等を収集 ができた。 湖沼水質保全対策については、工場 等に対する排水規制、下水道整備等 が着実に進展しているものの、湖沼 水質については、横這いの傾向が続 いており、従来の水質改善対策の評 価や非特定汚染原対策の取組強化 等、新たな対策施策の構築が必要で ある。 （今後の課題） ○ 水質総量規制 ・ 第5次水質総量規制の着実な実施 ・ 第6次水質総量規制に向けた検討 ・ 窒素、磷の物質循環過程の解析評 価等○ 瀬戸内海の水環境保全 ・ 瀬戸内海の水環境の健全さ等の把握 評価のための底室、底生生物等の データの集積・解析 ・ 普及啓発活動の充実化と関係者の 参加と連携の推進等 ○ 有明海等対策 ・ 有明海及び八代海の再生に係る評 価を行うための調査研究等の充実 ・ 底質、底生生物を含めた浅海域の 水環境について、物質収支、物質循 環を考慮に入れ、生物生産性を維持 回復しながらその保全・改善を図る ための評価手法の確立 ○ 湖沼水質保全対策 ・ 従来の水質改善対策の評価や非特 定汚染源対策の取組強化等、新たな 施策体系の構築が必要 ・ 特に、非特定汚染源対策につい ては、今後も知見の集積に努めると ともに、モデル湖沼での調査の成果を 活用するため、より効果的な施策の 検討が必要 （政策への反映の方向性） 拡充	○ 水質総量規制 ・ 発生負荷量管理等調査 費補助（33百万円） ・ 広域総合水質調査（35 百万円） ・ 総量削減状況解析等調 査（32百万円） ・ 栄養塩類総合管理検討 調査（20百万円（H13～H 16年度）） ・ 公害防止用設備の特別 償却等（所得税・法人 税） ○ 瀬戸内海の水環境保全 ・ 第3回瀬戸内海環境情 報基本調査（17百万円） ・ 大阪湾水質改善方策策 定調査（12百万円） ・ 瀬戸内海埋立て処方 策検討調査（10百万円） ・ 瀬戸内海環境保全普及 活動事業（22百万円） ○ 有明海等対策 ・ 有明海水質保全対策等 （18百万円） ・ 浅海域環境定量評価手 法検討調査（20百万円） ○ 湖沼水質保全対策 ・ 非特定汚染源負荷削減 計画策定調査（2 3 百万 円） ・ 湖沼水質保全・総合レ ビュー検討調査（3 1 百 万円）
		（下位目標 1） 第5次総量規制の着実な実施 により、東京湾、伊勢湾、瀬戸 内海において、COD、窒素及 び磷に係る汚濁負荷の削減を図 る。		発生負荷量(トン /日)	C M				（昭和54 年）	（59年）	（平成元 年）	（6年）	（11年）			
				・ COD		1,061	-	平成16年 度	1,796	1,599	1,465	1,278	1,140			
				・ 窒素		950	-	平成16年 度	-	-	-	-	993			
				・ 磷		71.3	-	平成16年 度	-	-	-	-	76.7			
		（下位目標 2） 総量規制、特定施設の設置許 可制度及び埋立てについての配 慮等により瀬戸内海の水環境を保 全する。		瀬戸内海における 水質環境基準達成 率（％）	C M											
				・ COD		100		各年度	75	76	75	76	74	-		
				・ 全窒素、全磷		100		各年度	-	81.0	84.1	90.0	95.0	-		
				（参考指標） 赤潮の発生件数 （件）	C M	-	-	-	135	105	112	106	98	-		
				（参考指標） 埋立て免許面積 （ha）	P	-	-	-	462.3	465.3	1,016	146.3	398.2	-		
		（下位目標 3） 有明海及び八代海の海域の水環 境の保全及び改善等を図る。		有明海及び八代海 における水質環境 基準達成率（％）	C M											
				（有明海） COD		100		各年度	93.3	80.0	93.3	86.7	93.3	-		
				（有明海） 全窒素、全磷		100		各年度	-	-	-	40.0	60.0	-		
				（八代海） COD		100		各年度	85.7	78.6	78.6	42.9	85.7	-		
				（八代海） 全窒素、全磷		100		各年度	-	-	-	25.0	100	-		
				（参考指標） 赤潮の発生件数	C M											
				（有明海）		-	-	-	17	30	23	35	35	-		
				（八代海）		-	-	-	5	16	7	19	20	-		
				（参考指標） 養殖業・海面漁業 の漁獲量（t）	C M											
				（有明海）		-	-	-	180,538	184,303	183,897	153,372	124,475	-		
				（八代海）		-	-	-	83,490	83,953	80,313	79,822	84,559	-		

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）
							基準年次	達成年次	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年		
		（下位目標4） 指定湖沼流域における湖沼計画の着実な実施により、湖沼水質を改善する。		湖沼水質計画に定める目標値の達成状況 C O D (mg / L) 例：琵琶湖(南湖)	C M	湖沼水質保全計画において、湖沼ごとに定められている。 例：3.5	-	湖沼水質保全計画において、湖沼ごとに定められている。 例：17年度	-	-	-	3.9	4.2	4.2		
- 3 - (4)	水環境の監視等の体制の整備	水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する。	C	（参考指標） 測定水域（測定検体数） ・公共用水域（生活環境項目） （参考指標） 調査本数（測定検体数） ・地下水（定期モニタリング） 生物指標を用いた河川水質調査地点数 （下位目標1） 水環境にかかわるデータをウェブ上で公開するシステムを構築する。 （下位目標2） 水環境中の微量有害物質の監視測定体制を整備する。 （下位目標3） 小規模事業場からの排出負荷量の公定分析法を開発する。	P	-	-	-	-	-	3,458 （440,517）	3,471 （425,784）	3,515 （427,854）	-	○ 地方公共団体の行う水質監視等に対する補助など財政的支援の他、測定法開発等の技術的支援により、監視体制が整備されている。 また、全国調査データについてはGIS（地理情報システム）を活用し、国民に分かりやすい形で提供するためのシステムを構築中である。今後は、河川水質調査の環境教育の面からの体制を充実するほか、水質総合情報システムのデータベース化、公開のための準備を進める必要がある。 （今後の課題） ○ 引き続き水環境の監視体制を充実 ○ 河川水質調査の環境教育の側面からの体制の充実 ○ 水質総合情報システムのデータベース化、公開のための発展（政策への反映の方向性） 継続	○ 水質総合情報システムの開発等 ・水質環境総合管理情報システム開発運営経費（11百万円） ○ 監視測定体制の充実等 ・水質汚濁防止対策推進費（1,741百万円）
- 4	土壌環境の保全	有害物質による土壌汚染について、土壌環境基準を達成・確保するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。	C	（参考指標） 環境基準項目数 （参考指標） 土壌汚染対策法に基づく指定基準 （参考指標） 基準値以上の検出地域の面積（累積）（ha） （参考指標） 対策地域として指定された地域の面積（累積）（ha）	P	-	-	-	-	-	-	26	28	28	○ 環境基準の設定、農用地及びダイオキシン類土壌汚染対策については、着実に事業が実施されている。市街地等土壌汚染対策については、最近の土壌汚染問題の状況に対応するために新たに土壌汚染対策法が制定され、その施行に向けて必要な政省令の制定、分析方法等を定めた告示、指定調査機関及び指定支援法人の指定等を着実に進めた。 （今後の課題） ○ 環境基準等の設定、見直し等 ・有害物質の毒性に関する情報に関する知見の収集 ・多様な暴露リスクを考慮した土壌環境基準の検証 ・土壌生態系の保全の在り方の検討 ・肥料・地盤凝固材・土壌改良資材等による土壌環境への影響実態把握 ○ 農用地の土壌汚染対策 ・常時監視、客土等の対策の円滑な推進	○ 環境基準等の設定調査 ・農用地土壌環境基準等検討調査（38百万円） ・市街地土壌環境基準等検討調査（110百万円） ・ダイオキシン類土壌環境基準等検討調査（115百万円） ○ 農用地の土壌汚染対策の推進 ・農用地土壌汚染防止対策費（37百万円） ○ 市街地等の土壌汚染対策の推進 ・市街地土壌汚染防止対策費（509百万円） ・ダイオキシン類土壌汚染防止対策費（1,393百万円）

政策番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）
							基準年次	達成年次	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年		
				（参考指標） 対策事業等が完了した面積（累積）（ha）	P	-	-	-	-	5,570	5,631	5,818	5,872	5,997	○ 市街地等の土壌汚染対策 市街地等の土壌汚染対策 ・土壌汚染対策法の円滑な施行 ・油による土壌汚染に関する調査・対策手法検討 ・低コスト・低負荷型土壌汚染調査・対象技術の評価・普及 ・土壌汚染問題に係るリスクコミュニケーションを円滑に実施するための体制整備 ダイオキシン類に係る汚染土壌対策 ・常時監視、汚染土壌の処理等の措置の円滑な推進 （政策への反映の方針） 継続	
			（参考指標） 対策地域を指定解除した面積（累積）（ha）	P	-	-	-	-	3,740	3,929	4,226	4,455	4,669			
		（下位目標3） 市街地等の土壌汚染対策を着実に推進する。	（参考指標） ダイオキシン類常時監視地点数（地点）	P	-	-	-	-	-	-	3,031	3,735	-			
			（参考指標） ダイオキシン類環境基準超過地点数（地点）	P	-	-	-	-	-	-	1	1	-			
			（参考指標） ダイオキシン類土壌汚染対策の指定（累計）（地点）	P	-	-	-	-	-	-	0	1	2			
- 5	地盤環境の保全	○ 地盤沈下を防止する。 ○ 環境保全上健全な水循環を確保する。 （下位目標1） 湧水時を含め地下水採取による地盤沈下の防止及び地下工事による地盤沈下を防止する。 （下位目標2） 地下水位を回復し、湧水の復活を図るとともに適正な地下水位の維持に努める。	C	—										○ 一部地域に地盤沈下の進行はあるものの、長期的には地盤沈下は沈静化の傾向にあり、地下水揚水規制等の施策効果が現れている。雨水浸透マスの設置等による雨水浸透能力の向上等は見られるものの、今後、都市化による不浸透域が拡大している地域等では、浸透機能の強化が必要である。さらに、ほぼ本来の地下水位に回復した地域では、利用を前提とした地下水保全について検討していく必要がある。 （今後の課題） ○ 地下水に関する情報の把握 ○ 地下水管理手法の開発 ○ 地下開発による環境影響の知見の集積 （政策への反映の方向性） ・地盤沈下（拡充） ・水循環（見直し）	○ 地盤沈下対策の推進 ・地盤沈下監視測定費補助（37百万円） ・濃尾平野、筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策調査（15百万円） ○ 環境保全上健全な水環境の確保に資する施策の推進 ・水循環再生施設整備費補助（40百万円） ・地下水水循環計画策定等調査（20百万円）	
- 6 廃棄物・リサイクル対策																
- 6 - (1)	循環型社会の形成の推進のための基本措置	循環型社会の形成の推進のために循環型社会形成推進基本計画の数値目標を達成する。	C	資源生産性(万円/トン)	C M	約39	平成12年度	平成22年度	-	-	-	約28	-	-	○ 循環型社会形成推進基本計画を作成し、循環型社会の形成の推進のための具体的な数値目標として、資源生産性（資源の有効利用度）、循環利用率（経済社会に投入されるもののうち循環利用量の占める割合（ strikethrough :資源を循環して利用する率））、最終処分量（最終的に埋立て処分する量）を設定したところであり、今後は、毎年度その達成度を的確に把握し、その着実な達成を図っていくことが必要である。	○ 循環型社会形成推進基本計画の策定等 ・循環型社会形成年次報告策定事務費（4百万円） ・循環型社会形成推進基本計画策定準備費（9百万円） ○ 循環型社会形成に関する情報収集・調査の実施 ・循環型社会形成のための経済的負担措置等の検討(14百万円)
				循環利用率(%)	C M	約14	平成12年度	平成22年度	-	-	-	約10	-	-		
				最終処分量(百万トン)	C M	約28	平成12年度	平成22年度	-	-	-	約56	-	-		

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）
							基準年次	達成年次	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年		
		（下位目標1） 循環型社会形成推進基本計画に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 （下位目標2） 政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する年次報告（循環型社会白書）を作成し、情報収集・調査、普及啓発等を実施する。				—			法律上の期限を半年以上前倒し、平成14年3月に循環型社会形成推進基本計画を策定した。						また、地域における国民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体の循環型社会の形成に向けた取組の支援や資源生産性産出の基礎となるマテリアル・フロー会計の国際的な検討等を行っていく必要がある。（今後の課題） ○ 循環型社会形成推進基本計画に定めた数値目標について、その達成状況の的確な把握 ○ 循環型社会形成推進計画及びその考え方の周知 ○ 国民一人ひとりの暮らしの見直しとごみ減量実践に向けた普及啓発 ○ 地域における国民、NGO/NPO・事業者・地方公共団体の循環型社会形成に向けた取組の支援 ○ 資源生産性算出の基礎となるマテリアル・フロー会計の国際的な比較検討 ○ 特に対策の遅れている排出抑制対策の推進 （政策への反映の方向性） 拡充	・循環型社会形成のための物質循環実態調査（14百万円） ○ 循環型社会形成に関する普及開発の推進 ・物質循環促進活動ネットワークシステムの構築（25百万円） ○ 廃棄物の処理施設の整備に関する計画の立案及び推進 ・廃棄物処理施設整備費補助金(160,273百万円の内数) ○ 広域臨海環境整備センター事業の推進 ・廃棄物処理施設整備費補助金(160,273百万円の内数)
- 6 - (2)	循環資源の適正な循環的な利用の推進	各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。 （下位目標1） 容器包装のリサイクルを推進する。 （下位目標2） 特定家庭用機器のリサイクルを推進する。	C			—									○ 容器包装、家電、建設等各リサイクル制度はおおむね順調に進展し、リサイクルの推進が図られている。特に容器包装については、特定事業者の再商品化の費用負担が大幅に増加しており、容器包装の減量化やリサイクルしやすい製品化など、容器包装の設計、素材の選択等における事前評価への取組が進んでいる。また、法施行後一定期間が経過したことから、市町村の費用負担等についても実態把握した上で、関係者の役割分担のあり方を含め、容器包装リサイクル法の一層円滑な実施に向けた方策について検討する必要がある。また、エコタウン事業については、14年度は2地域についてエコタウン事業計画を承認（現在までに17地域）したところであり、先進的な環境調和型のまちづくりが推進され、全国の規範となるリサイクル事業が展開されている。（今後の課題） ・容器包装リサイクル法関係者間の役割分担のあり方を含め、容器包装リサイクル法の一層円滑な実施に向けた方策について検討する必要がある。また、特定事業者が環境負荷の少ない最適な容器を的確に選択するためには、ライフ・サイクル・アセスメント（LCA）的な手法を用いた評価の実施が必要である。	○ 個別リサイクル法（容器包装リサイクル法等）の施行 ・容器包装廃棄物減量化等促進事業（21百万円） ・容器包装リサイクルの効果等検証評価事業（18百万円） ・容器包装ライフ・サイクル・アセスメント事業（50百万円） ・家電リサイクル法に関する総合的な社会コスト検証事業（19百万円） ・使用済み自動車適正処理促進事業（60百万円） ・リサイクル関連法に関する法施行事務費（13百万円） ○ 各種リサイクルに関する情報収集、調査及び検討の実施 ・循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業（53百万円） ・ゴミゼロ型社会形成推進費（54百万円） ○ 先進的なリサイクル施設への支援の実施 エコタウン事業の承認及び承認地域に対する補助金の交付等
				分別収集実施市町村数及び分別収集量（例示）	C M											
				・無色ガラス		3,169市町村 467千トン	-	平成19年度	-	-	1,991市町村 326千トン	2,618市町村 352千トン	2,725市町村 355千トン	-		
				・茶色ガラス		3,169市町村 401千トン	-	平成19年度	-	-	1,992市町村 290千トン	2,631市町村 313千トン	2,737市町村 312千トン	-		
				・その他ガラス		3,154市町村 214千トン	-	平成19年度	-	-	1,915市町村 149千トン	2,566市町村 165千トン	2,706市町村 162千トン	-		
				・紙製容器包装		1,916市町村 222千トン	-	平成19年度	-	-	-	343市町村 35千トン	404市町村 50千トン	-		
				・ペットボトル		3,132市町村 273千トン	-	平成19年度	-	-	1,214市町村 76千トン	2,340市町村 125千トン	2,617市町村 162千トン	-		
				・プラスチック製容器包装		2,666市町村 922千トン	-	平成19年度	-	-	-	881市町村 101千トン	1,121市町村 197千トン	-		
			</													

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）								
							基準年次	達成年次	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年										
				・家庭用エアコン		60	各年度		-	-	-	-	78	78	容器包装リサイクル法の見直しの検討については、施行後10年を経過した段階で施行状況を踏まえ、必要な措置を講ずるものとしており、年々向上するリサイクル技術や手法の進歩に応える検討を進めるため、リサイクルの実態把握とあるべき姿、リサイクル手法の評価と位置付け等の検討作業に、着手しておくことが不可欠となる。 ・家電リサイクル法 関係者における費用負担の状況やより質の高いリサイクルの手法、対象品目選定の考え方について把握していく必要がある。 ・食品リサイクル法 法に規定している再生利用事業者の登録制度及び再生利用事業計画の認定制度の普及等を図ることにより、民間事業者による食品リサイクルの一層の推進を図る必要がある。特に、食品リサイクルの現状を把握し、廃棄物処理法との整合性を図りつつ、推進方策を検討する必要がある。 ・建設リサイクル法 建設リサイクル法に規定されている分別解体や再資源化等の実施について、国土交通省や都道府県などの関係機関との連携のもと、国民の理解を得ながら円滑な施行を図る。また、再資源化施設や最新技術の動向把握に努めることにより、さらなる再資源化の促進を図る必要がある。 ・自動車リサイクル法 自動車リサイクル法の完全施行（平成16年末を目途）に向けて、政省令の制定や関係者への周知など所要の準備を進める必要がある。 ・資源有効利用促進法 家庭系パソコンについては、平成15年4月7日付で省令改正を行い、10月1日から製造等事業者による自主回収及び再資源化を開始する。 ・エコタウン事業 循環型社会の形成の推進を図るものとして、今後とも都道府県等の計画の承認及び、廃棄物・リサイクル施設設置の支援を図っていく必要がある。 （政策への反映の方向性） 拡充	・ゴミゼロ型社会形成推進施設整備費（50百万円）、（補正予算額）2,000百万円 ・ゴミゼロ型社会形成推進費（54百万円）								
				・テレビ		55	各年度		-	-	-	-	73	75										
				・洗濯機		55	各年度		-	-	-	-	59	61										
				・冷蔵庫		60	各年度		-	-	-	-	56	60										
		（下位目標3） 食品循環資源のリサイクルを推進する。	食品リサイクル法における食品関連事業者による再生利用等の実施率（％）	C M	20	-	平成18年度	概ね順調にリサイクルの推進が図られている。																
		（下位目標4） 建設資材のリサイクルを推進する。	建設リサイクル法における再生利用等の実施率（％）	C M				平成2年度		平成7年度		平成12年度												
		・コンクリート	95	-				平成22年度	48		65		96											
		・アスファルトコンクリート	95	-				平成22年度	56		40		83											
		・建設発生木材	95	-				平成22年度	50		81		98											
		（下位目標5） 事業系パソコン、小型二次電池のリサイクルを推進する。	資源有効利用促進法における事業系パソコン、小型二次電池の自主回収・再資源化率（％） （事務系パソコン）	C M																				
		・デスクトップ	50	-														平成15年度	-	-	-	-	78.5	-
		・ノートブック	20	-														平成15年度	-	-	-	-	60.2	-
		・ディスプレイ	55	-														平成15年度	-	-	-	-	72.4	-
		（小型二次電池） ・ニカド電池	66	各年度														-	-	-	-	71.0	-	
		・ニッケル電池	55	各年度														-	-	-	-	68.5	-	
・リチウムイオン電池	30	各年度		-											-	-		-	39.0	-				
・小型シール鉛蓄電池	50	各年度		-	-	-	-	50.0	-															
（下位目標6） 廃自動車等のリサイクルを推進する。	自動車リサイクル法における再資源化率	C M	-	-	-	平成16年度から制度施行の予定のため、測定データなし。																		

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）	
							基準年次	達成年次	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年			
- 6 - (3)	一般廃棄物 対策（排出の 抑制、再生利 用、適正処理 等	一般廃棄物の排出抑制、再生利 用、適正処理等の推進を図る。	C	—												○ 一般廃棄物の排出量は、やや抑 制されているが、22年度で9年度比 5％削減という目標を踏まえれば、 できる限り早期に減少に転じさせる 必要がある。リサイクル量及び最終 処分量については、目標に向けて順 調に進捗している。また、ダイオキ シン類の排出量は、順調に削減が進 んでいる状況にあるが、14年度末の 目標を達成するためにより一層の削 減が必要である。最終処分場につい ては、その残余容量には地域格差が 大きく、新たな容量確保手段が必要 であり、また、過去未規制だった最 終処分場の適正化を進める必要があ る。 （今後の課題） ○ 循環型社会構築のために必要な 処理施設やリサイクル施設の整備に 対する財政的・技術的支援につい て、これまで以上に充実するなど今 後とも着実に実施していく必要があ る。 ○ 一般的廃棄物焼却炉から排出さ れるダイオキシン類の量について も、平均14年度末を迎えたところ であるが、目標達成後も引き続き適 切な廃棄物処理施設整備や維持管理 基準の徹底等によるダイオキシン類 の排出削減を図っていくことが必要 である。 ○ 最終処分場の残余容量には地域 格差が大きく、新たな容量確保手段 が求められている。 ○ 平成14年12月からのダイオキシ ン規制に適合できないほどの理由で 廃止された一般廃棄物焼却施設につ いて、市町村が適切な管理・解体を 行うための支援が求められている。 ○ 過去未規制だった最終処分場が 現在問題となっている事例があり、 その適正化が求められている。 （改善への反映の方向性） 拡充	○ 一般廃棄物及び再生 利用の推進 ・ 廃棄物処理施設整備事 業調査費(118百万円) ・ ゴミゼロ型社会推進事 業費(119百万円) ・ 廃棄物処理技術情報提 供システム開発費(19百万 円) ・ 廃棄物処理等科学研究 費補助金(1,050百万円) ○ 廃棄物処理施設整備 計画に沿った着実な施設 整備の推進 ・ 廃棄物処理施設整備費 補助(140,163百万円) ・ 首都圏近郊整備地帯等 事業補助率差額(952百万 円) ○ 地方公共団体による 施策の適切な推進等の確 保のための措置 ・ 廃棄物処理施設整備費 補助(再掲) ・ ごみ焼却施設解体ダイ オキシン類測定費補助金 (200 百万円) ・ 災害廃棄物処理事業費 補助金(90百万円) ○ 生活環境保全のため の処理基準の設定等、一 般廃棄物の適正処理の推 進 ・ 廃棄物処理施設整備事 業調査費(再掲) ・ ダイオキシン類に係 る最終処分基準等検討調査 (53百万円) ・ 廃棄物処理等科学研究 費補助金(再掲)
		（下位目標1） 平成22年度において、平成9年 度に対し、一般廃棄物の排出量を 約5％削減する。		一般廃棄物の排出 量（百万トン）	C M	49	平成9年 度	平成22年 度	53.1	53.6	53.7	54.8	-	-			
		（下位目標2） 平成22年度において、平成9 年度に対し、一般廃棄物のリサ イクル量を約5.9百万トンから約 12百万トンに増加させる。		一般廃棄物のリサ イクル量（百万ト ン）	C M	12	平成9年 度	平成22年 度	5.9	6.5	7.0	7.9	-	-			
		（下位目標3） 平成22年度において、平成9 年度に対し、一般廃棄物の最終 処分量をおおむね半分に削減す る。		一般廃棄物の最終 処分量（百万ト ン）	C M	6.4	平成9年 度	平成22年 度	12.0	11.4	10.9	10.5	-	-			
		（下位目標4） 一般廃棄物焼却炉からのダイ オキシン類の排出量を、平成14 年度末において310g・TEQ/年以下 とする。		一般廃棄物焼却炉 からのダイオキシ ン類の排出量(g ・ TEQ/年以下)	C M	310	-	平成14年 度	5,000	1,550	1,350	1,018	812	-			
		（下位目標5） 廃棄物処理施設整備計画に 従って適切な処理施設、最終処 分場等の整備を促進することに より、地域ごとに必要となる施 設を今後とも継続的に確保す る。		—					適切な処理施設の整備が行われているが、最終処分場については残余容 量の地域格差が大きいという問題がある。								
- 6 - (4)	産業廃棄物 対策（排出の 抑制、再生利 用、適正処理 等）	産業廃棄物の排出抑制、再生利 用、適正処理等を推進する。	C	—												○ 平成9年度にくらべ、産業廃棄 物の排出量は減少、リサイクル率は 増加、最終処分量は減少しており、 いずれも着実に進展している。ま た、産業廃棄物焼却炉から排出さ れるダイオキシン類の排出量は年々 削減されているが、引き続き目標達 成に向けた努力が必要である。P C B 廃棄物の処理については、北九州等 5カ所において処理施設の立地が具 体化しており、着実に進展してい る。	○ 排出事業者責任の徹 底 ・ 改正廃棄物処理法円滑 施行推進費（9百万円） ・ 産業廃棄物ゴミゼロプ ラン推進検討費（62百万 円） ○ 生活環境保全のため の処理基準の設定等 ・ 廃棄物最終処分場等 に係る基準設定調査(70百万 円) ・ 産業廃棄物適正処理・ 再生利用推進対策費（8 百万円）
		（下位目標1） 産業廃棄物の排出量の増加 を、平成9年度に対し、平成2 2年度において、12％に抑制 する		産業廃棄物の排出 量（百万トン）	C M	458	平成9年 度	平成22年 度	415	408	400	406	-	-			
		（下位目標2） 産業廃棄物の再生利用量を、 平成9年度に対し、平成22年 度において、約41％から約4 7％に増加させる。		産業廃棄物の再生 利用量（％）	C M	47	平成9年 度	平成22年 度	40.7	42.1	42.8	45.4	-	-			

政策番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）
							基準年次	達成年次	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年		
		（下位目標3） 産業廃棄物の最終処分量を、平成9年度に対し、平成22年度において、おおむね半分に削減する。		産業廃棄物の最終処分量（百万トン）	C M	30	平成9年度	平成22年度	67	58	50	45	-	-	（今後の課題） ○ 発生抑制を中心とする排出事業者による適正な循環型処理の推進 ○ 全国の産業廃棄物の確実かつ適正な処理・再生利用を担い、循環型社会の形成を支えることができる廃棄物処理産業への再編や業界の育成 ○ 現行の産業廃棄物処理基準を循環型・いっそうの適正処分志向に見直し、強化すべく、基準の体系を再整理し、段階的な強化の筋道の検討 ○ 公共関与による安全で安心できるモデル的な施設整備を推進し、処理施設に対する信頼を回復し、民間事業者による処理整備の促進 ○ P C B 廃棄物の収集運搬について、安全性、効率性の一層の向上を図るため、P C B 廃棄物に係る収集運搬の技術的要件及び運搬車輛、運搬容器の構造、取扱方法、事故対応、維持管理、運航管理方法についてのガイドラインの作成 ○ 安全性を損なわずより効率の、先端的なP C B 廃棄物の処理技術の開発・輸入促進 （政策への反映の方向性） 継続	○ 産業廃棄物行政の円滑な実施・違法行為への厳格な対応 ・改正廃棄物処理法円滑施行推進費（9百万円） ・廃棄物処理行政指導費（5百万円） ・産業廃棄物排出・処理状況調査（12百万円） ○ 全国的に納得の得られる適正な処理体制（処理の受け皿）の回復・確保 ・産業廃棄物処理施設モデル的整備事業（1,900百万円） ○ 国際協力・国際調査の推進 ・ロンドン条約対策費（6百万円） ・廃棄物適正処理システム技術開発移転事業（4百万円） ○ ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正な処理の推進 ・P C B 廃棄物データベースの構築・運営（15百万円） ・P C B 廃棄物対策推進費補助金（2,000百万円） ・P C B 処理施設整備事業（1,400百万円）
		（下位目標4） 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において200g - T E Q / 年以下とする。		産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g - T E Q / 年以下)	C M	200	-	平成14年度	1,500	1,100	690	555	533	-		
		（下位目標5） 平成28年7月までにポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の処理を完了する。		高圧トランス等の処分量（台）	C M	0	-	平成28年度	-	-	-	-	-	28万5千		
				全国的な処理体制の整備（都道府県）	P	47	-	平成18年度	-	-	-	-	-	32		
- 6 - (5)	廃棄物の不法投棄の防止等	廃棄物の不法投棄や違法な輸出入の未然防止等を図る。	C	—											○ 不法投棄等不適正処理の防止については、都道府県等の行政処分や監視体制の強化等により新たな大規模不法投棄事案は少なくなってきたるほか、都道府県等が代執行として行う原状回復措置についても現行の基金制度による支援が実施され、一定の効果を上げているところ。さらに、不法投棄そのものを半減させるといった目的に対して効率性の高い施策を推進していく必要がある。また、廃棄物等についての違法な輸出入等は防止されているところ。さらに、廃棄物の不法輸出入に対応できる東アジア諸国のチェック体制の整備、各国連携の強化等を図っていく必要がある。	○ 不法投棄等の不適正処理対策の実施 ・不法投棄等の衛星監視システム開発調査（157百万円） ・環境破壊行為早期対応システム整備費（13百万円） ・産業廃棄物不法投棄及び不適正処理現地調査指導費（5百万円） ・廃棄物適正処理監視等推進費（208百万円） ・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金（200百万円） ○ 廃棄物等の適正な輸出入の確保
		（下位目標1） 産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量を、平成11年度に対し、平成22年度においておおむね半分に削減する。		不法投棄件数（件）	C M	500	-	平成22年度	855	1,197	1,049	1,027	1,150	-		
				不法投棄量（万トン）	C M	20	-	平成22年度	40.8	42.4	43.3	40.3	24.2	-		
		（下位目標2） 廃棄物等の適正な輸出入を確保する。		バーゼル法に基づく輸出品数/輸出品数（件）	C M	-	-	-	-	-	6 / 20	8 / 19	3 / 17	-		

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）
							基準年次	達成年次	平成 9 年	10年	11年	12年	13年	14年		
				廃棄物処理法輸出 確認件数/輸入許 可件数（件）	C M	-	-	-	-	-	0 / 3	0 / 1	3 / 2	-	（今後の課題） ・不法投棄等の不適正処理の防止に ついては、改正強化された廃棄物処 理法の厳正な適用を徹底させていく ほか、悪質・巧妙化してきている不 法投棄に対する効果的な未然防止対 策、原状回復措置に対する効果的な 人的支援や産廃特措法等による財政 支援など原状回復措置の効率的な推 進を図っていく必要がある。	・パーゼル条約対策費 （37百万円） ○ 特別管理廃棄物の適 正な処理の確保 ・特別管理廃棄物処理基 準等設定費（20百万 円）・POPs廃棄物対策推 進事業（20百万円） ・スラグ等再生利用促進 調査（32百万円） ・野積み廃車等環境影響 調査研究（14百万円）
		（下位目標 3） 化学物質管理対策の強化等に 的確に対応した廃棄物の適正な 処理を確保する。		—					化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保 した。						・廃棄物等の適正な輸出入の確保に ついては、国内処理コストの増高等 によって廃棄物まがいのものを輸出 しようという動きが高まってきてお り、これに的確に対応できるチェッ ク体制の整備、各国連携の強化等を 図っていく必要がある。 ・現在、P O P s 条約への対応、P R T R 法の施行といった化学物質管 理対策の強化の動き等に対して、特 別管理廃棄物の項目の追加等に向け た調査検討を進めていく必要があ る。 （政策への反映の方向性） 新規	

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）
							基準年次	達成年次	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年		
- 6 - (6)	合併処理浄化槽の整備による尿等の適正な処理の推進	河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。	C						—						○ 浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水等を処理すること、水量が確保され河川等の流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率が上昇し、浄化槽市町村整備推進事業に取り組み市町村数が増加することにより、生活排水が適正に処理され、健全な水循環が推進されている。このため、生活排水対策の遅れている中小市町村においては、市町村が設置主体となる市町村設置型事業の一層の普及を図り、浄化槽の整備を促進し生活排水対策を推進し、健全な水循環の確保を図る必要がある。 （今後の課題） ○ 下水道、農業集落排水事業、浄化槽のそれぞれの特性、効果、経済性等を十分配慮し、地域の特性にあった整備を迅速に推進していく必要があること。このため特に、市町村が主体となって実施する市町村整備推進事業の一層の推進を図ることが効果的であり、その一層の推進が必要であるが、市町村の事務執行体制や都道府県の支援体制が十分でなく、その強化が必要である。 ○ 閉鎖性水域等の水質悪化要因である窒素の除去能力や高いBOD除去能力を有する高度処理型浄化槽を一層普及させること。 （政策への反映の方向性） 拡充	○ 浄化槽設置整備事業の実施 ・合併処理浄化槽設置整備事業（13,785百万円） ○ 浄化槽市町村整備事業の実施 ・特定地域生活排水処理事業（1,875百万円）
		（下位目標1） 浄化槽を整備促進する。		（参考指標） 浄化槽整備率（％）	C M	-	-	-	5.9	6.3	6.9	7.2	7.6	-		
		市町村整備事業実施市町村数			P	-	-	-	-	38	47	56	82	119		

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）
							基準年次	達成年次	平成 9 年	10年	11年	12年	13年	14年		
- 7 化学物質対策																
- 7 - (1)	環境リスク の評価	化学物質による環境汚染の実態把握や内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価等を行い、体系的な環境リスク評価を推進する。 （下位目標 1） 有害性の高い化学物質の環境残留状況の把握及び環境リスクの評価・管理に資するため、環境モニタリング等を計画的に進める。 （下位目標 2） 「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」に基づき、45物質以上について、平成16年度までに内分泌かく乱作用についての有害性評価を行うとともに、O E C D の試験法の開発に協力する。 （下位目標 3） PRTR対象物質などのうち、平成13年度から平成16年度までに220物質を目標として基礎情報を収集し、環境リスク評価を進める。	C	—										○ 化学物質による環境汚染の実態調査の実施、内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価や環境リスク初期評価を計画的に進めており着実に成果をあげている。また、内分泌かく乱化学物質のスクリーニング・試験法の開発においては、魚類、鳥類、両生類について、一定の成果をあげ、新規に着手した無脊椎動物についても新たな指標（エンドポイント）を発見するなど大きな成果をあげた。環境汚染実態調査については、環境中の化学物質の分析法開発及び精度管理を強化していく必要がある。また、環境リスク初期評価を着実に推進するとともに、PRTRデータを環境リスク評価に更に活用する必要がある。 （今後の課題） ○ 環境汚染物質の調査及び調査結果に基づく解析を行うことにより、これら化学物質の環境リスク評価・管理に資するため、環境中の化学物質の分析法開発及び精度管理を強化していく必要がある。 ○ 現在進めている環境リスク評価等の継続及びSPEED'98 でリストアップされた65物質のうち、未評価の物質の評価の実施 ・スクリーニング・試験法開発については、魚類、鳥類、両生類、無脊椎動物について引き続き推進 ・内分泌かく乱作用を有すると考えられる物質の環境挙動モデルの作成等 ○ 引き続き環境リスク初期評価を着実に推進する必要がある。また、P R T R データ活用環境リスク評価支援システムを通じて、P R T R データを環境リスク評価にさらに活用する必要がある。 ・生態系の保全の観点からは、生態リスク評価の対象生物を拡大するとともに、実環境中の生態リスクを把握する手法を検討する必要がある等（政策への反映の方向性） 拡充	○ 化学物質による環境汚染の実態把握 ・化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費（255百万円） ○ 内分泌かく乱化学物質の有害性評価等 ・内分泌攪乱化学物質対策関連予算（1,662百万円） ○ 体系的な環境リスク評価の推進 ・化学物質の環境リスク評価推進費（526百万円）	

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）	
							基準年次	達成年次	平成 9 年	10年	11年	12年	13年	14年			
- 7 - (2)	環境リスク の管理	ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	C	—												○ ダイオキシン類については、排出削減目標、環境基準達成率、一日摂取量の観点から目標達成状況はおおむね良好である。 農薬及びその他の化学物質については、法に基づく規制等を着実に実施するとともに、制度改正を行うことにより生態系保全を視野に入れた対策が可能となり、今後の制度の具体化に備えているところであり、目標の達成に向けて大きな前進があった。 （今後の課題） ○ ダイオキシン類対策 ・ダイオキシン類問題及び対策に関する正しい理解の普及啓発 ・臭素系ダイオキシン類に係る健康影響及び対策 ・汚染土壌処理対策、汚染底質対策の強化等 ○ 農薬の環境リスク対策 農薬は生理活性を有する化学物質であり、農取法に基づく上市前評価を行うとともに当該措置の検証及び使用規制を引き続き図っていく必要があるが、最新の科学的知見を当該施策に取り入れていく取組が必要 特に・水生動植物に係る登録保留基準の2年後の施行に向け、円滑な基準値策定に資する試行的評価 ・改正農薬取締法に基づく「特定農薬」指定ガイドラインの検討及び個別資材の薬効・安全性評価 ・その他、未だに評価手法が確立していない内分泌かく乱物質について、人の健康のみならず生態への影響も含めた内分泌かく乱作用評価手法の検討、POPs（残留性有機汚染物質）廃農薬の円滑な処理、農薬の環境中残留状況の把握、微生物・天敵農薬の環境リスク評価手法の充実、農薬に関するリスクコミュニケーションの推進が課題である。 ○ 化学物質の審査・規制等 ・化学物質審査規制法の改正を踏まえた審査・規制体制の整備 ・動植物に対する影響評価を含めた新規化学物質の審査・規制の着実な実施等 （政策への反映の方向性） 新規、拡充	○ ダイオキシン類対策 ・ダイオキシン類対策費（102,534百万円） ○ 農薬の環境リスク対策 ・農薬登録保留基準設定費（37百万円） ・農薬残留対策調査費（139百万円） ・環境汚染等健康影響基礎調査費（171百万円） ・農薬対策調査研究費（137百万円） ○ 化学物質の審査・規制等 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費（92百万円）
		（下位目標 1） ダイオキシン類について排出総量を平成14年度末までに平成9年度比約9割を削減、維持する。環境基準達成率を100%にする。また、1日摂取量を耐容一日摂取量以下にする。		ダイオキシン類総排出量削減率（9年比）（%）	C M	約 9 割	平成 9 年	平成14年度末	-	-	62 - 64	70 - 71	77	-			
		ダイオキシン類に係る環境基準達成率（%）		C M													
		・ 大気			100	-	（可及的速やかに）	-	-	-	98.9	99.2	-				
		・ 公共用水質			100	-	（可及的速やかに）	-	-	-	96.1	97.9	-				
		・ 地下水質			100	-	（可及的速やかに）	-	-	-	100	100	-				
		対策着手率底質（%）		P	100	-	（汚染発覚後速やかに）	-	-	-	-	-	-				
		対策完了率底質（率）		P	100	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1人あたりの1日摂取量(pg-TEQ/kg/日)		C M	4	-	-	-	2.1	2.3	1.45	1.68	-				
		（参考指標） 土壌汚染対策地域の指定		P	-	-	-				0	1	2				
		（下位目標 2） 新たな水産動植物に係る登録保留基準を速やかに設定する。		新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定割合（%）	P	100	-	平成19年度	-	-	-	-	-	-			
		（下位目標 3） 化学物質審査規制法に基づき、新規化学物質の審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。また、生態系の保全を視野に入れた化学物質の審査・規制制度を導入する。		既存化学物質点検を行った化学物質数(累計：種)	P	51	-	平成16年度	-	-	-	-	5	14			

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）
							基準年次	達成年次	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年		
- 7 - (3)	リスクコミュニ ケーション の推進	PRTRデータの集計・公表及び その有効利用を図るとともに、 化学物質に関するリスクコミュ ニケーションに資する人材育 成・活用や場の提供を行う。	C				—								○ 平成15年3月の第1回目のPR TRデータの集計・公表、化学物質 アドバイザーの登録、「化学物質と 環境円卓会議」の開催等当初目標ど おり着実に実施したところである。 しかしながら、これらの取組は緒に ついたところであり、PRTRデー タの精度の向上、データ集計・公表 システムの改良等改善すべき課題が 残っており、また、化学物質やその 環境リスク等に関する市民の理解や 市民、産業、行政等のリスクコミュ ニケーションについても推進してい く必要がある。 （今後の課題） ○ 下位目標1 法に基づく年間取扱量の変更 平成15年度から届出対象となる第 一指定化学物質の年間の取扱量が 5トン以上から1トン以上に変更さ れることへの対応（届出対象事業者 への算出方法・届出方法の一層の周 知徹底） PRTR データを活用したリス ク低減の推進 ・PRTR データから対策の優先 度の高い物質を選定する手法の開発 等 法の附則に基づく法施行7 年後 の見直し ・将来の制度の見直しに向けた、対 象物質、対象事業者の範囲の見直し のための情報の収集整理 ・我が国の現状把握及び将来の制度 見直しの基礎情報としての、PR TR データの国際比較のための情報整 備 ○ 下位目標2 情報の整備 ・化学物質ファクトシートの作成 ・PRTR 市民ガイドブックの作 成等 対話の推進 ・リスクコミュニケーションの促進 のための人材育成等 化学物質アドバイザー ・リスクコミュニケーション促進た めの簡易応答システムの開発・整備 等 場の設定 ・「化学物質と環境円卓会議」の開 催等 （政策への反映の方向性） 拡充	○ PRTRデータの円 滑な集計・公表等 ・PRTR 制度基盤整備 事業（316百万円） ○ リスクコミュニケー ションに必要な人材の育 成等 ・化学物質環境安全社会 推進費（15百万）
		（下位目標1） PRTRデータの円滑な集計・公 表を行い、環境リスクの理解に 有用な情報を提供するほか、環 境リスクの管理やリスクコミュ ニケーションなどに幅広く活用 する。		PRTRデータの集計 及び公表	P	毎年1回 公表	-	-	-	-	-	-	-	1		
		（下位目標2） 化学物質に関するリスクコ ミュニケーションに資する人材 （化学物質アドバイザー）の育 成・活用を行うとともに、化学 物質に関する対話の場として、 市民、産業、行政等からなる 「化学物質と環境円卓会議」を 定期的開催する。		化学物質アドバイ ザーの登録人数 （人）	P	社会的な 要請等により適宜 人数を拡充（当面 50名まで 拡充）	-	平成15年 度以降	-	-	-	-	-	18		
				「化学物質と環境 円卓会議」開催回 数（回）	P	（当面、 定期的に 開催）	-	-	-	-	-	-	-	4		

政策 番号	政策名 （「施策名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （平成14年度予算）
							基準年次	達成年次	平成 9 年	10年	11年	12年	13年	14年		
- 7 - (4)	国際協調による取組の推進	化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進及び国際機関等との連携・協力を図る。 (下位目標 1) 化学物質関係の各条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前かつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約（PIC条約））に関連する国内施策を推進するとともに、OECDなどが進める化学物質対策との連携及びアジア太平洋地域における国際協力を強化する。	C						—						○ P O P s 条約については、条約に基づく国内実施計画の策定作業を開始し、16年度中の策定に向けて着実に進んでおり、今後は、地球規模での P O P s の削減等に向けて、他の地域と比較して遅れがちなアジア太平洋地域における P O P s の削減等に積極的に貢献していくことが必要である。一方、P I C 条約については、条約の承認を得るための案件について第156国会に提出しており、15年度中の締結に向けて着実に進んでいる。取組を拡充・強化して実施。 情報の整備 ・化学物質ファクトシートの作成 ・P R T R 市民ガイドブックの作成 ・学習関連資料等の作成 対話の推進 ・リスクコミュニケーションの促進のための人材育成等 化学物質アドバイザー ・リスクコミュニケーション促進ための簡易応答システムの開発・整備 ・効果的なリスクコミュニケーション手法の開発と普及 場の設定 ・「化学物質と環境円卓会議」の開催等 （今後の課題） P O P s 条約に規定する国内実施計画の目標年次までの作成、及び地球規模での P O P s 削減等に向けて、他の地域と比較して遅れがちなアジア太平洋地域における P O P s 削減等への我が国の積極的貢献 P I C 条約の早期締結及び本条約に基づく国内対応の推進 （政策への反映の方向性） 事業の改善・見直し	○ P O P s 条約等への対応 ・ P O P s 総合推進費 (267百万円)
				P O P s 条約に基づく国内実施計画の策定(年度)	P	国内実施計画の策定	-	平成16年度	P O P s 条約については、国会の承認を得て平成14年 8 月に我が国も加入し、平成14年度に環境省が事務局となって関係省庁連絡会議及び幹事会を設置するとともに、条約に基づく国内実施計画の策定作業を開始した。							
				P I C 条約の締結(年度)	P	P I C 条約の締結	-	平成16年度	P I C 条約については、平成14年度に条約の締結の承認を求めるための案件について、閣議を経て第154国会に提出した。							

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）		
							基準年次	達成年次	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度				
- 8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進																		
- 8 - (1)	生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。	C	—													○ 「新・生物多様性国家戦略」に基づき、自然公園法の改正等がなされるなど、生物多様性保全の観点をより強く組み込む取組が効果的に行われた。 生物多様性施策の基礎となる自然環境の基盤情報が着実に蓄積されるとともに、ＩＴ技術を用いてデータが整備され、生態系のきめ細かな管理を進める上で効果的に事業が実施された。 また、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、国際的非政府機関への提出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。 （今後の課題） 新・国家戦略に沿った施策が円滑に行われるよう、目標達成のためのより効果的な手法を検討するとともに、関係省庁間の連携を一層強化する必要がある。 基礎的情報の収集に当たっては、生物の量的情報や生態系の機能、構造に係る情報の収集のための調査を充実するとともに、生態系の変化を継続的に把握するきめ細かなモニタリングの実施が必要であり、これらの情報を整備するためのシステムを構築することが必要である。 国際協力について、我が国の技術と経験を活かし、アジア地域における自然環境データの整備等について積極的な支援を進める必要がある。 （政策への反映の方向性） 継続	○ 総合的推進 ・自然共生型社会総合推進費（100百万円） ・サンゴ礁研究・モニタリング活動推進費（12百万円） ・遺伝子組換え生物対策事業（23百万円） ・共生と循環の地域社会づくりモデル事業（36百万円） ・亜熱帯地域自然環境保全活用調査費（11百万円） ○ 自然環境保全基礎調査の推進 ・自然環境保全基礎調査費（350百万円） ・生態系総合管理基盤情報整備費（297百万円） ・生物多様性情報システム整備推進費（90百万円） ○ 国際協力 ・ワシントン条約対策費（10百万円） ・トキ生息環境保護推進協力費（15百万円） ・アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費（26百万円） ・東アジア海地域地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク推進事業費（13百万円） ・アジア地域における生物多様性保全（80百万円） ・国際自然保護連合拠出金（5百万円） ・国際湿地保全連合分担金（4百万円）
		（下位目標１） 新たに策定した生物多様性国家戦略を踏まえ、自然環境保全の各分野に生物多様性保全の観点をより強く組み込む。		—						生物多様性国家戦略に基づき、国内希少野生動植物種の指定、生息地等保護区の指定自然公園法の改正保護地域の指定・管理等の施策を実施した。								
		（下位目標２） 自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備する。		モニタリングサイト設置数	P	1,000	-	平成18年度	第6回自然環境保全基礎調査として、植生図の更新、動植物分布調査、浅海域生態系調査を実施するとともに、過去の自然環境保全基礎調査の成果を電子化し、インターネットにより公表した。 国土の生態系の総合的管理を図るための基盤情報整備について、道東地域において試行的に基盤情報図の整備等を実施した。 全国に箇所の定点を設定して、生態系に係る長期的なモニタリング展開するモニタリングサイト1,000（平成15年度から実施）の実施内容について検討した。									
		（下位目標３） 開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。		—						東アジア海地域におけるサンゴ礁モニタリングネットワークの構築を推進するため、中国、韓国、台湾、香港の研究者から、東アジア地域のサンゴ礁研究・モニタリングに関する情報を収集するとともに、サンゴ礁及び関連する生態系の保全について議論がなされる場である。第2回国際熱帯海洋生態系保全管理シンポジウムに出席し、サンゴ礁再生等について声明と提言をとりまとめた。 米国と二国間渡り鳥等保護会議を開催するとともに、アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の推進のための国際会議を開催した。 ワシントン条約附属書への掲載等に係る種の保護を図っていくため、特定国際種事業に関する届出等の手引きの作成等事業を実施した。 国際自然保護連合及び国際湿地保全連合の会員として必要な拠出金の拠出を行った。								
- 8 - (2)	自然環境の保全	原生的な自然及び優れた自然を保全するとともに、里地里山などの二次的自然環境や干潟などの湿地についてもその特性に応じ保全する。	C	—													○ 自然環境保全地域、自然公園、世界自然遺産地域等に関する施策の立案・実施を通じて、自然環境の適正な保全が図られた。里地里山等については、全国的レベルの分析を行うことによって保全の必要性に対する認識を高めるなど成果をあげている。また、効果的な補助を通じて、都市地域等の身近な自然としてニーズの高いピオトープ整備が進められた。	○ 自然環境保全地域等の保護管理 ・自然環境保全地域等保全対策費（9百万円） ・世界自然遺産地域保全対策費（17百万円） ○ 国立公園の保全管理 ・やんばる地域保全整備計画策定費（13百万円）
		（下位目標１） 国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園を適切に保全管理する。		—						国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域については、許可届出事務や保全施設の整備を通じ、適正な保全管理を行った。また、保全管理状況調査を行ったほか、指定区域の見直しの必要性に関する調査・検討を開始した。								

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
		（下位目標2） 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全管理を実施する。				—			世界自然遺産地域について、遺産地域登録が地域に与えた経済的メリットと遺産地域の自然環境の保全に必要なコストとの比較等に係る検討を行った（白神山地）。 自然遺産地域の適正な利用と保全を図るため、年間を通じて巡視を行った。 環境省と林野庁が共同で学識経験者からなる検討会を設置し、学術的見地から我が国において新たに世界自然遺産として推薦できる地域があるかどうかについて検討を開始した。						干潟・藻場等の湿地については、タイプごとの保全策の立案等に有効な基礎的情報の整備を進めた。今後、国立公園については、一層の質の向上を図り将来にわたる資産として更に充実していくとともに、里地里山の保全と持続可能な利用に関しては、これまでの検討を踏まえ、関係省庁、機関、団体等との連携による保全のための取組を進める必要がある。 （今後の課題） ○ 自然環境保全地域等において、指定区域の見直しの必要性を含めた調査を実施し、引き続き適正な保全管理を推進していく必要がある。 ○ 遺産地域における利用者の安全性及び快適性を確保するとともに、引き続き遺産地域の適切な保全・管理に万全を期する必要がある。 ○ 世界自然遺産候補地域について、社会的条件などを加味し、世界自然遺産として推薦できる地域があるかを検討していく必要がある。 ○ 多くの国民が訪れる国立公園において、重点的に環境対策を講じ、過剰利用等による国立公園の劣化を防止するなど自然保護に万全を期すとともに、温暖化対策、廃棄物対策等あらゆる面で理想的なモデル地域を作り上げ、国立公園を訪れる国民に環境と経済が統合された理想の国土の姿を提示することにより、国民各界各層に対して自然環境の保全及び持続可能な開発の普及啓発を図る必要がある。 ○ 今後5年間で57地域全ての国立公園計画の点検を終了することとしているが、過去5年間の実績は21地域となっているため、より一層効率的かつ計画的に国立公園計画の見直しを実施する必要がある。 ○ 里地里山の保全と持続可能な利用に関しては、これまでの検討を踏まえ、関係省庁・機関・団体等との連携による保全のための具体的な取組を推進する必要がある等 （政策への反映の方向性） 拡充	・国立公園公園計画策定調査費（14百万円） ・国立公園管理計画策定費（8百万円） ・国立公園等利用拠点環境保全事業費（54百万円） ・国立公園地域連携強化費（49百万円） ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンカー）事業費（150百万円） ・山岳環境浄化・安全対策事業費補助（50百万円） ○二次的自然環境の維持 ・里地自然の保全方策策定調査（20百万円） ・自然共生型地域整備推進事業費（225百万円） ○ 湿地の保全 ・自然環境保全基礎調査費（350百万円）
		（下位目標3） 国立公園の適正な保全管理のため、国立公園計画の点検を行う。		国立公園計画の点検実施済地域数	P	57	-	平成19年度	-	5	9	13	14	21		
		（下位目標4） 里地里山の保全と持続的な利用の推進及び生物の生息空間(ビオトープ)確保とそのネットワーク化を推進する。				—			新・生物多様性国家戦略で示された里地里山の二次林のタイプ（ミズナラ林、コナラ林、アカマツ林、シイ・カシ萌芽林）毎の分析や取扱方針の考え方を踏まえ、全国の里地里山のマクロ分析・地域区分等を行った。また、里地里山保全管理の実践的手法や体制等のあり方に関するケーススタディを開始した。 身近な地域の自然環境を踏まえ、多様な生物の生息空間を確保することにより生物多様性のネットワーク化に資する事業を地方公共団体が行う場合に、その費用の一部について補助を行った。平成9から14年度で、計72地区、約14億円の補助を行った。							
		（下位目標5） 湿地、藻場、干潟、サンゴ礁等の重要な生態系を保全する。				—			湿地については、自然環境保全地域、国立公園、鳥獣保護区等における適正な管理等を通じて、その保全策を推進した。 浅海域生態系の保全に関する基礎的資料を重点的に収集するため、主要な干潟・藻場について、生物種数や現存量に関する調査を開始した。 平成12年に公表した「重要湿地500」について、ホームページを用いて普及啓発に努めるとともに、その保全方策についても検討を開始した。							

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
- 8 - (3)	自然環境の 再生	生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を積極的に確保するため、関係省庁と連携し、地方自治体や専門家、ＮＧＯ等の参画を得つつ、失われた自然を積極的に再生する。	C			—			平成14年度より自然再生事業を釧路湿原、くぬぎ山において実施している。釧路湿原では、乾燥化した湿原の回復による湿原の再生、くぬぎ山では点在する改変地の植生復元による雑木林の再生を実施した。その他にも、全国9ヶ所で、事業対象地の生態系の詳細調査及び具体的な再生手法を検討するための自然再生推進計画調査を実施した。						○ 自然再生に係る調査の実施は、生物多様性の観点から自然再生事業を効果的かつ効率的に実施するためのモニタリングの基礎となるデータの収集等の点で有効に機能している。計画段階から専門家、地元の市民等の参画を得た自然再生事業の実施により、地域の自然特性に応じたきめ細やかな取組を合意を得つつ推進することが可能となっている。また、自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られ、政府が取り組むべき重要課題である「自然と共生する社会の実現」が着実に推進されている。 （今後の課題） 地域の多様な主体の連携による自然再生事業の着実な実施、自然再生事業に参加するＮＰＯ等の支援策や実施体制の一層の充実 （政策への反映の方向性） 継続	・自然再生事業関係費 （968百万円）
- 8 - (4)	野生生物の 保護管理	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに種の保存法に基づきその保護増殖を図る。また、鳥獣の保護管理により鳥獣と人との共生を図る。移入種及び遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止する。	C			—			—						○ 鳥獣保護法の改正、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関するカルタヘナ議定書国内担保法の策定準備、移入種対策の検討などの政策の仕組みづくりについて進展が見られ、また、国設鳥獣保護区の新規指定、希少野生動植物の指定（国内、国際）及び猟法規制の強化を図るとともに、国際的に重要な湿地に関するラムサール条約締約国会議や国際的に希少な野生動植物の国際取引に関するワシントン条約締約国会議への参加など国際的取組等を推進し、一定の成果をあげた。 （今後の課題） 今後、さらに目標を達成するためには、法制度の整備、運用による移入生物対策の総合的・体系的な推進、鳥獣保護法の見直し検討などによる人と鳥獣との関係の再構築のための取組、海鳥、海棲哺乳類調査等による海域における生態系保全の強化のための情報基盤の整備が課題である。 （事業の改善・見直し） 拡充	○ 希少野生動植物種の調査とリストアップ ・絶滅のおそれのある野生生物のモニタリング等調査費（21百万円） ○ 希少野生動植物の保護 ・特定野生生物保護対策費（236百万円） ・循環と共生の地域づくりモデル事業（35百万円） ○ 野生鳥獣の保護管理 ・特定鳥獣等保護管理対策費補助（133百万円） ○ 移入生物対策 ・我が国における移入種対策費（69百万円）
		（下位目標1） レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映するとともに、必要性の高い種についてモニタリングを行う。				—			レッドデータブックの改訂を行い公表を行うとともに、レッドリストの見直しに向けて検討作業を開始した。また、エラブオオコウモリ、ダイトウオオコウモリなど必要性の高い種についてモニタリングを行った。							
		（下位目標2） 希少野生動植物の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護増殖事業及び種の保全に係る調査研究を推進する。				—			スイゲンゼニタナゴ等について国内希少野生動植物に指定するとともに、ワシントン条約締約国会議の結果を受けて国際希少野生動植物種に指定した。また、生息地保護区の指定に向けた調整、タンチョウ、シマフクロウ等の保護増殖事業計画の実施、種の保存に関する調査研究等を行った。							
		（下位目標3） 鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防する。		（参考指標） 国指定鳥獣保護区箇所数(箇所)	P	80	-	平成18年度	-	54	54	54	54	56		

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
		（下位目標4） 生態系に悪影響を与える移入種の対策として捕獲などを実施するとともに具体的な制度の検討を進める。また、生物多様性条約カルタヘナ議定書に対応した国内担保法の整備・施行等により、遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の防止を図る。				—			移入生物については、遺伝子組換え生物に関しカルタヘナ議定書国内担保法の法整備に向けた作業を行うとともに、移入種対策については中央環境審議会への諮問により検討を開始するなどの施策を行った。							
- 8 - (5)	動物の愛護 及び管理	動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制づくりを推進する。	C			—			—						○ 普及啓発やモデル事業の実施等により、動物の愛護と適正な飼養の推進が図られたが、人と動物との共生を図るためには、引き続き普及啓発を図るとともに、官民連携した地域における体制づくりへの支援等が必要である。また、動物の愛護と適正飼養のあり方について、基準や制度の見直しについて検討するとともに、生物多様性に悪影響を与える恐れのある動物の飼養のあり方等について検討を行う必要がある。 （今後の課題） ○ 都道府県等と連携を図りながら、普及啓発資料の作成配布や動物愛護週間行事の効果的な実施等を行う必要がある。 ○ 都道府県等の職員の知識・技能の向上を図るため、引き続き講習会等を実施する。また各都道府県の動物愛護推進員及び協議会の立ち上げや活動を促していくため、ガイドラインの周知徹底等を行うとともに、動物愛護センター等の活動拠点整備の支援を行う。動物販売業者から購入者に対して適正な飼養保管方法が説明されるよう、販売マニュアル（哺乳類）の周知徹底を図るとともに、新たな販売マニュアル（鳥類・爬虫類）を作成する必要がある。 ○ 動物の愛護と適正飼養のあり方について、基準や制度の見直しについて検討するとともに、生物多様性に悪影響を与えるおそれのある動物の飼養のあり方等について検討を行う必要がある。 （政策への反映の方向性） 拡充	○ 動物愛護管理の普及啓発 ・動物愛護週間（14百万円） ○ 都道府県による動物愛護管理の取組への支援 ・動物愛護の推進のためのモデル協議会活動推進事業費（13百万円） ・ペット動物流通販売実態調査費（5百万円） ○ 動物愛護管理に関する基準・指針等の策定 ・調査連絡事務費（16百万円）
		（下位目標1） 動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得るため、効果的な普及啓発資料を作成し、都道府県等と連携して啓発事業を検討及び実施する。				—			各種普及啓発資料等を作成し、都道府県等を通じて広く配布するとともに、動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施した。中央行事では新たに動物愛護シンポジウムを実施した。							
		（下位目標2） 都道府県等と連携して、動物愛護を推進するためのモデル協議会を設置する。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるほか、動物販売業者用説明マニュアルを作成し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組への支援を行い、動物の適正飼養を推進する。				—			モデル協議会活動推進事業を2県（兵庫県・福岡県）に委託するとともに、検討会を設置し、モデル事業の実施結果を踏まえ、動物愛護推進員及び協議会の立ち上げ並びに活動の指標となるガイドラインを策定した。都道府県等の動物愛護担当職員の知識及び技能の向上を図るため、都道府県等の担当職員を対象に、適正飼養講習会を実施した（平成14年度は北海道・秋田県・長野県・沖縄県で実施）。 動物流通販売実態調査を実施したほか、販売業者の説明責任を強化するため、動物販売業者用説明マニュアル（哺乳類）を作成した。							
		（下位目標3） 移入種問題への対策として生物多様性に悪影響を及ぼすおそれのある動物の飼養のあり方等について制度を検討する。				—			法に基づく動物の飼養保管基準のうち、家庭動物等の飼養保管基準を策定し、その中で野生由来のペット動物の飼養について慎重な対応を求めるとともに、不適正な飼養により、自然環境保全上の問題が生じないように定めている。 また、移入種問題については、現在、中央環境審議会野生生物部会の移入種対策小委員会において検討中であり、その結果を踏まえて、動物愛護管理に関する検討を行う予定である。							

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）	
							基準年次	達成年次	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度			
- 8 - (6)	自然とのふれあいの推進	自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて、自然への理解を深め、自然を大切に する気持ちを育成する。	C	—												○ 自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、自然とのふれあいの場の整備及び温泉の保護と適正利用の推進の実施により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切に する気持ちを育成が図られた。 今後は、より環境教育・環境学習の視点を重視するなど、自然とのふれあいに関する各種施策の充実を図りつつ、総合的に推進することが必要である。 （今後の課題） ○ より環境教育・環境学習の視点を重視するなど、自然とのふれあいに関する各種施策の充実を図りつつ、総合的に推進することが必要である。 ○ エコツーリズムの推進に必要なガイドラインの策定、地域住民等の理解・協力などへの取組が必要である。 ○ インターネット自然研究所については、利用者のニーズを把握し、必要なバージョンアップを実施する。 ○ 自然とのふれあいの場の整備に関しては、公園施設のグリーン化など地球環境の保全の視点を重視した事業、山岳環境の保全、修復など自然環境の保全・再生、地域の活性化等の視点を踏まえた事業を重点的に展開するとともに、事業の計画的な推進を図ることが必要である。 ○ 国立公園等の環境教育・環境学習の拠点であるビジターセンター等において、多彩かつ質の高い利用など新たな視点での自然系環境教育を推進するため、インタプリター（自然解説者）の配置が必要である。 ○ 温泉については、温泉法の制度運用状況を的確に把握するとともに、温泉の適正な利用に向けた調査、検討及び温泉地の整備事業を国際的利用、滞在型利用及び地域活性化の観点から適切に推進することが必要である。 （政策への反映の方向性） 拡充	○ 自然とのふれあい活動のサポート ・自然公園指導員費（13百万円） ・パークボランティア活動推進費（12百万円） ・自然ふれあい体験学習等推進事業費（21百万円） ○ 自然とふれあうための機会や情報の提供 ・自然公園等利用推進事業費（15百万円） ・子どもパークレンジャー事業費（17百万円） ・インターネット自然研究所バージョンアップ事業費（90百万円） ・自然ふれあい体験学習等推進事業費（再掲21百万円） ○ 自然とのふれあいの場の整備 ・自然公園等事業費（13,590百万円） ○ 温泉の保護と適正利用 ・温泉の保護及び効率の利用に関する調査費（13百万円） ・自然公園等事業費のうち、ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業（159百万円）
		（下位目標1） 自然公園指導員やパークボランティアの活動の質の向上及び自然公園のビジターセンター等での自然解説活動を行う者の質の向上を図る。また、自然ふれあい体験活動の先進地である田貫湖ふれあい自然塾等で、モデル的な体験プログラムの開発、実践を進め、情報発信等を実施する。		—				○ 国立公園等において、約3,000人の自然公園指導員が活動しており、利用マナーの指導等を実施した。 ○ 国立公園7地区において、新たにパークボランティアの追加登録に係る研修会等を実施した。全国36地区において、約2,000人のパークボランティアが活動した。 ○ 質の高い効果的な自然解説を行うことを目的とした研修を4コース実施した。 ○ 田貫湖ふれあい自然塾で自然環境学習に寄与するモデル的な活動プログラムを開発し、全国に向け普及啓発を行うとともに、自然観察の森等における先進的な取組の支援を実施した。									
		（下位目標2） 自然に親しむ運動等により、自然とのふれあいの推進を都道府県等に広く呼びかけるとともに、観察会等を実施する。また、ホームページ（インターネット自然研究所）などにより、自然とのふれあい施設、各種行事等の自然情報を提供。これらの充実に努め、自然とのふれあいの機会の提供を図る。		（参考指標） 子どもパークレンジャー参加者数（人）	P	-	-	-	-	-	996	1,058	951	968			
		インターネット自然研究所（ホームページ）アクセス数（件）		P	-	-	-	-	-	-	-	-	-	466,720			
		（下位目標3） 国立・国定公園等の自然公園におけるすぐれた自然や里山等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。		（参考指標） 自然公園等の利用者数（千人）	P	-	-	-	959,460	946,710	952,262	936,773	934,732	-			
		（下位目標4） 温泉法の適正な運用に努めるとともに、温泉の保護及び効率的利用等に関する調査やふれあい・やすらぎ温泉地整備事業を実施する。		（参考指標） 国民保養温泉地年度延宿泊利用人員（人）	P	-	-	-	13,301,386	12,999,348	14,716,682	15,594,906	15,121,005	-			

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）		
							基準年次	達成年次	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度				
- 9 国際的取り組みに係る施策																		
- 9 - (1)	地球環境保 全に関する国 際的な貢献と 連携の確保	環境関係の広い分野で我が国 の国際的な地位と能力に照らし て十分な貢献を行う。	C	—													○ 地球環境保全に関する国際的な 取組として、ヨハネスブルグ・サ ミット等の国際会議の場で積極的な 貢献を行い、国際的な環境政策の推 進に寄与した。また、森林の保全や 砂漠化対策、南極地域の環境保全な どの分野についても、国際的な環境 政策の推進に寄与した。今後は、ヨ ハネスブルグ・サミットを踏まえ た、持続可能な開発を具体的に実現 していくための長期的な取組を実施 する必要がある。 （今後の課題） ○ ヨハネスブルグ・サミットを踏 まえ、アジアの持続可能な開発を具 体的に実現していくための長期的な 戦略を策定し、その戦略に基づき着 実な取組を進めていくことが必要で ある。 ヨハネスブルグ・サミット のフォローアップとして、グローバ リゼーションと環境に係る具体的な 政策を開発、実施していくことが必 要である。 ○ 森林の保全については、違法伐 採、森林火災等、国際的な課題を念 頭に、生物多様性保全、経済的側面 等も視野に入れた総合的観点から森 林認証等の新たな手法を含めた森林 生態系の保全管理方策を検討してい くことが必要である。 ○ 砂漠化対策については、砂漠化対 処条約の枠組みの下、早期警戒体制 等具体的な砂漠化対策の実施に向け ての検討を進めていくことが必要で ある。 南極の保全については議定書及び 国内担保法の着実な施行を図るため に環境影響評価技術指針等の検討及 び環境損害責任附属書の作成を目指 した方針策定の検討を進めるととも に、普及啓発を推進することが必要 である。 ○ アジア太平洋地球変動研究ネッ トワーク（ＡＰＮ）の活動について は、途上国自らの知見により環境保 全政策に関する意思決定ができるよ う、途上国共同で地球温暖化研究を 戦略的に推進していく必要がある。 アジア太平洋環境イノベーション 戦略プロジェクトについては、着実 にプロジェクトを推進するととも に、政策決定者にその成果を活用し てもらうよう、積極的な情報発信を 行う必要がある。	○ 地球環境保全に関する 政策の国際的な連携の確保 ・国際会議等派遣等経費 (168百万円) ・ヨハネスブルグ・サミッ トに向けた国際的イニシア ティブ総合推進費(114百万 円) ・内外の環境情報の管理推 進費(22百万円) ・ＵＮＥＰ 国際環境技術 センター共同調査費(12百 万円) ・開発途上国草の根環境保 全活動普及推進費(15百万 円) ・経済協力開発機構拠出金 （36百万円） ・アジア太平洋有識者会議 活動支援経費(150百万円) ・アジア太平洋都市環境再 生促進調査費(10百万円) ・二国間国際会議関係経費 (25百万円) ・国際経済と環境に関する 検討調査費（9百万円） ・熱帯林等森林保全対策調 査経費（10百万円） ・砂漠化防止対策調査経費 （39百万円） ・南極地域自然環境保全対 策費（20百万円） ○ 調査研究、監視・観測 等に係る国際的な貢献と連 携の確保 ・地球環境に関するアジア 太平洋地域共同研究・観測 推進費（147百万円） ・アジア太平洋地域内諸国 とのアジア太平洋地域環境 イノベー戦略推進費（550 百万円） ・気候変動に関する政府間 パネル（IPCC）拠出金（13 百万円） ・排出・吸収量世界標準算 定方式確立事業拠出金 （164百万円） ・地球環境戦略研究機関拠 出金（550百万円）
		（下位目標１） 貿易と環境の相互指示性を確 保する。（*注 相互指示性：環 境に対する貿易のマイナスの影 響を最小にしプラスの効果を最 大にするため、また、環境政策 の要請と自由貿易の要請が衝突 する場合に必要な調整を図るた めに環境政策と貿易政策を相互 に支え合うもの）		—	昨年度は貿易自由化の環境影響評価に関する調査報告書を取りまとめ公 表を行うとともに、経済連携協定の環境影響評価の手法を開発するための 懇談会を立ち上げ、開発のための作業を開始した。													
		（下位目標２） 持続可能な森林経営の基準・ 指標に関する取組を推進し、国 連森林フォーラム、生物多様性 条約等における森林の保全に係 る国際的取組へ積極的に貢献す る。		—	関係省庁と連携の下、アジア森林パートナーシップの発足に協力した。 生物多様性条約締約国会議において、違法伐採対策を含む森林の生物多様 性の保全と持続可能な利用の重要性について国際的な合意形成に努めた。 森林に関する各種の国際的な行動提案と、生物多様性条約における「森 林の生物多様性に関する拡大作業計画」との関連性について調査・検討を 行った。													
		（下位目標３） 人間活動と砂漠化の相互影 響、幅広い主体の参加による社 会経済的視点を含めた総合的な 砂漠化対策などについて調査・ 検討し、砂漠化対処条約に基づ く国際的取組へ積極的に貢献す る。		—	砂漠化対処条約に係る国際会議に提言するため、北東アジアにおける陸域 生態系の保全管理について、学識経験者等の知見を活用して検討を進めた。 前年度に引き続き、西アフリカにおける地下水の有効利用のためのモデ ル事業を実施した。													
		（下位目標４） 「環境保護に関する南極条約 議定書」及び国内担保法の着実 な施行等を図り、環境影響評 価、動植物相の保護、廃棄物の 処理及び管理、海洋汚染の防 止、保護区域における活動の制 限などによる南極地域の環境保 全を推進する。		—	議定書及び国内担保法の着実な施行を図るとともに、環境損害責任附属 書作成に向けた検討及び環境保全に関する普及啓発推進を実施した。													
		（下位目標５） アジア太平洋地球変動研究 ネットワーク（ＡＰＮ）を活用 し、アジア太平洋地域におい て、科学的側面から環境保全政 策形成能力の向上を図る。		—	アジア太平洋地域において地球環境研究を推進するネットワークであ る、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（ＡＰＮ）は、参加国も21ヶ 国となり、支援プロジェクトを中心に着実な成果を上げている。また、平 成15 年3月に開催された、ＡＰＮ 第8 回政府間会合において、我が国が ヨハネスブルグ・サミットにおけるタイプ2イニシアティブのひとつとし て登録した、「持続可能な開発のための科学的能力向上プログラム （CAPaBLE）」が承認されたところである。これにより、途上国における地 球温暖化研究を戦略的に推進するとともに、環境保全政策形成能力の向上 に資する。													
		（下位目標６） アジア太平洋地域の研究機関 と共同で、アジア太平洋環境イ ノベーション戦略プロジェクト を推進し、統合的環境モニタリ ング、環境・経済統合モデルの 構築、革新的な環境戦略オブ ションの提供等を通じて環境管 理政策の形成を支援する。	プロジェクト成果 の政策形成への活 用国数	P	延べ5か 国	-	平成17年 度				0	0						

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成 9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
		（下位目標 7） I P C C（気候変動に関する政府間パネル），I G E S（地球環境戦略研究機関）のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。				—			国際的な貢献として提出された経費は、IPCC、IGES が実施する各プロジェクト等に係る経費として使用されている。IPCC に関しては、インベントリータスクフォースの技術支援組織において、吸収源の計上方法の国際指針策定などの業務が実施されており、地球温暖化対策の実施に多大な貢献を果たしている。また、GES の研究成果については、国際会議等で発表され、高い評価を得ており特にヨハネスブルグサミットにおける日本パビリオンの中でその活動成果を開発途上国に向けて発信した。						我が国が地球温暖化対策を講じる上で不可欠である IPCC 第 4 次評価報告書（2007 年作成予定）の作成に向けて、我が国の更なる国際的な貢献が必要である。 IGES については、今後も各国に更なる研究成果を提供するとともに、第 3 プロジェクト（2004 年～2006 年）までの間に、国際機関化の見通しをつける予定 （政策への反映の方向性） 拡充	
- 9 - (2)	開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力	開発途上地域の環境と開発の統合に向けた自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進する。	C			—			—						○ 開発途上地域の環境保全については着実に進展しているものの、同地域の環境問題は依然として深刻であり、技術面・資金面について、我が国等先進国への協力要請は強いことから、引き続き、開発途上地域への国際協力を積極的に展開する必要がある。 （今後の課題） ・環境保全分野での国際協力については、関係機関、民間団体等がその重要性の認識を高めて取組を拡大させている。我が国は、これまで国際環境協力に多大な資金・人材・ノウハウを投じ一定の成果を上げてきたが、被援助国により適した技術の移転や低コスト化など、更に効果的・効率的な協力を求められており、各国の状況に応じた技術やノウハウ等の移転が必要となってきている。 ・環境省においては、予算、人員等の制約から、要請・要望に十分応えられないといった問題も生じている。今後、体制の整備や予算措置を図るとともに、関係機関や民間団体等とも連携し、効率的な国際環境協力を行っていく必要がある。 （政策への反映の方向性） 継続	○ 開発途上地域の環境の保全への協力 ・中国の環境保全のための協力促進費（41 百万円） ・21 世紀初頭における環境・開発統合支援戦略策定費（5 2 百万円） ・北東アジア環境協力推進費（14 百万円） ・日中韓環境協力推進費（46 百万円） ・環境協力事業評価手法策定・実施費（12 百万円） ○ 地方公共団体又は民間団体等による活動の推進 ・地方公共団体・NGO 等の連携による国際環境協力推進支援事業（19 百万円） ○ 国際協力の実施等にあたっての環境配慮 ・我が国の海外事業に係る環境配慮方策検討調査（13 百万円） ○ 国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備 ・技術協力効率化推進事業費（31 百万円）
		（下位目標 1） 開発途上地域の環境の保全へ協力する。				北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、開発途上国の環境に関する調査の実施及び支援戦略の検討、特に、中国の環境保全に関する情報交換、人的交流の実施等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上にある国や地域の環境保全に寄与した。										
		（下位目標 2） 地方公共団体又は民間団体等による活動を推進する。				地方公共団体等における国際環境協力活動の現況に関する調査を実施した。また、地方公共団体など 9 団体による環境協力モデル事業の経験を取りまとめた。										
		（下位目標 3） 国際協力の実施にあたっての環境配慮を行う。				開発途上地域に融資や投資を行う世界銀行などの各種国際機関等の融資業務における環境配慮や具体的な環境配慮手続き等に関する最新情報を取りまとめ国内の関係機関等に広く提供した。										
		（下位目標 4） 国際協力の円滑な実施のための国内基盤を整備する。				環境協力専門家の確保、育成を図るための登録制度の運用や研修を実施した。また、産業排水処理のマニュアルを作成した。										
各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策																
- 1	環境基本計画の効果的実施	環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備を進める。	C						—						○ 各種計画と環境基本計画との調和が図られたことなど政府における環境基本計画の総合的な推進について、一定の成果は見られた。また、統計データの充実、自主的取組を有効に機能させるための方策など目標設定への検討が実施されるなど、環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備が進められた。	○ 各府省への環境配慮の方針及び環境管理システムの導入 ・環境基本計画推進等事務費（10 百万円） ○ 環境保全経費の見積り方針の調整及び取りまとめ ・環境保全経費の見積りの方針の調整事務費（5 百万円）
		（下位目標 1） 政府活動に環境配慮を効果的に織り込んでいく。		（参考指標） ・環境配慮の方針の策定状況 ・環境管理システムの導入状況	P	全府省	各年度				0	3				

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
		（下位目標2） 環境施策を総合的に進めるために統計データなどの充実を図る。		――					OECD等の国際機関における環境指標の検討状況を把握するとともに、環境に係る既存の基礎データを整理し、環境統計集として取りまとめた。 環境勘定の開発成果の一部を環境白書に掲載するほか、引き続き基礎データの充実等に努めた。						環境基本計画の効果的実施には、環境の視点だけでなく、環境保全施策に係る社会、経済も視野に入れたマクロ分析が重要であり、環境により効果的かつ経済的にも効率的な環境保全施策の展開に向け、環境政策の社会経済への影響、環境負荷低減効果の分析など、基礎的実証的な政策研究が必要である。	○ 環境基本計画と他計画との調整 ○ 環境基本計画の点検に係る情報の収集・分析等 ・環境基本計画の点検に係る情報の収集、分析（9百万円） ○ 総合的環境指標の活用・普及 ・総合的環境指標の活用・普及等（13百万円）
		――			事業者等、各主体の自主的取組を目標に反映させるため、自主的取組手法の理論的背景・課題等に関する知見を整理し、自主的取組を効果的に機能させるための方策について検討を行った。											
		（参考指標） 環境基本計画の認識率（％）		CM	-	-	-			（8年度） 6（国民）	（9年度） 42（事業者団体）	（13年度） 15（国民） 19（事業者団体）	-			
		（参考指標） 環境白書の発行部数		P	-	-	-	-	-	-	総説 22,000 各論 20,000	25,000	22,000			
		（下位目標4） 環境基本計画及び環境白書を活用し環境保全意識等の向上を図る。		（参考指標） 環境白書表紙絵コンクルの応募数	P	-	-	-	-	小・中845 一般36 計881	小・中1,445 一般29 計1,474	小・中1,807 一般237 計2,044	小・中807― 一般250 計1,057	小・中1,305 一般235 計1,540	（今後の課題） 中央環境審議会による環境基本計画の点検に資するため、各府省における環境配慮の方針及び環境管理システムの導入を更に促していく必要がある。また、環境基本計画と他計画との調整については、平成15年度には社会資本整備重点計画、平成16年度には新国土計画といった環境保全と関連の深い計画の策定が予定されていることから、あらかじめ調整の方向性を検討する必要がある。さらに、中央環境審議会の点検結果については、環境基本計画の着実な推進を国の予算の面から確保するという観点から、環境保全経費の見積り方針に適切に反映していく必要がある。 環境施策を総合的にとらえる環境指標について、引き続きOECD等の国際機関における検討状況を把握するとともに、基礎的情報となる環境統計の充実、データベースの整備、改良が必要である。 数値目標策定のためのシナリオ予測においては、平成17年度に予定されている環境基本計画の見直しを視野に入れ、中央環境審議会による、現行の環境基本計画の点検とも連動させつつ効果的に進めていく必要がある。また、引き続き専門家による委員会形式での検討を進め、自主的取組を政策手法として位置付けるための実証分析を行うほか、国の環境目標が設定された場合の各主体に割当てするための手法を検討する必要がある。 環境保全意識の更なる向上に向け、環境基本計画や環境白書が多くの人目にふれるよう各種媒体の効果的な活用など啓発対象に合わせた柔軟かつ多様な手法による展開が必要である等 （政策への反映の方向性） 新規	

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成 9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
- 2	環境教育・ 環境学習の推 進	国民、事業者、民間団体など 各主体の環境への関心や理解を 深め、環境に配慮した行動を促 進する。 （下位目標 1） 環境教育・環境学習の人材を 育成、確保、活用するため、環 境カウンセラーなどの人材登録 システムの充実等の施策を進め る。 （下位目標 2） 平成15年度末までに、環境学 習支援事業により、廃棄物、水 質、大気、都市環境、総合プロ グラムの各分野の環境学習のプ ログラムを整備する。 （下位目標 3） 都道府県・政令指定都市に対 して、環境省の施策や全国の地方 公共団体が行う施策についての 情報を提供する。 （下位目標 4） 環境教育・環境学習に関する 場や機会の拡大を図るため、こ どもエコクラブなどの各種の学 習の機会を提供等の施策を進め る。 （下位目標 5） 地球環境基金による民間団体 が行う環境保全活動の支援を行 う。また、地方公共団体におい て、各主体の連携の下、モデル 事業を実施する。 （下位目標 6） 日中韓 3 カ国で環境教育に関 する情報交換・交流等を図る。	C	— 環境カウンセラー登録者数（人） 学習プログラムの発行 廃棄物、水質、大気、都市環境、総合プログラムの各分野の環境学習プログラムを整備する。 — こどもエコクラブ数 地球環境基金の助成件数（件） —												平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。 平成14年度も全国環境教育等担当者会議を開催し、環境省における環境教育施策に関する情報提供はもちろんのこと、国交省及び文科省の環境教育に関する施策についても情報提供を行った。

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
		（下位目標2） 環境保全活動の取組がよりよいパートナーシップ形成の下で実施されるための手法を検討し蓄積する。		――			グローバルな環境課題を解決するための手法検討の一環として、国連大学等と協働でASEAN 地域における地域、国家レベルのガバナンス構造を高めるための研究を行うとともに、総合的人材育成のためのワークショップを開催した。また、環境NGO と環境省との政策立案面におけるパートナーシップ形成を促進、強化するためにNGO等から環境に関する優れた政策提言を募集したところ85件の応募があり優れた提案について環境省の施策に反映させた。						（今後の課題） ・分野を横断した連携やNGO との協働を円滑に推進するために、自治体職員を対象とした普及啓発の実施と、全国の拠点での人材育成のための共通プログラムを整備 ・NGO等からの優秀な環境政策の提言を積極的に取り入れ、パートナーシップの下での環境保全活動への取組を促進するための仕組みづくり・より多様な主体によるタウンミーティングやMOE メールへの参加と双方向性の促進。 （政策への今後の方向性） 拡充			
	（下位目標3） 国民との直接対話による環境省の政策等に関する情報提供、意見交換等により政策の企画段階での参加を促進し、国民との直接対話を通した政策の企画、立案、実施を図る。	タウンミーティングの開催回数及び参加者数		P	-	-	-	-	-	-	3 回 （1,250人）	5 回 （2,150人）			2 回 （703人）	
		MOEメールの件数（件）		P	-	-	-	-	-	-	-	8,123			16,507	
- 4 環境と経済の統合に向けた取組																
- 4 - (1)	経済活動による環境配慮の徹底	経済的手法や事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。	C	――			環境負荷の少ない自動車の普及を図るためこれらの自動車に係る自動車税のグリーン化や自動車取得税の税率の軽減措置等を延長及び拡充するとともに、公害防止用設備等に係る特別償却制度等の適用期限を延長した。また、平成15年4月から、新たに次の措置を導入した。 ・自動車リサイクルの推進を図るため、再商品化設備等に係る特別償却制度及び事業所税の課税標準の特例措置を拡充し、自動車破砕残さ再資源化施設を対象に追加 ・PFI 選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税並びに家屋に係る都市計画税及び不動産取得税の課税標準の特例措置を新設。 ・環境研究・環境技術開発を促進するため、試験研究費総額の一定割合の税額控除制度等を新設。 ・環境保全活動の促進を図るため「認定NPO 法人」に対する寄付に係る税制の特例措置に関し、現行の認定要件を緩和 また、エネルギー対策に充てられる石油税等の特定財源のグリーン化を図った。 さらに、地球温暖化対策税制について、次のように検討を進めた。 1 4 回の地球温暖化対策税制専門委員会の開催 2 6 月に専門委員会の中間報告を取りまとめ、公表及び意見募集を実施 3 専門委員会において具体案を示すためのワーキンググループを設置し、1 回目の会合を開催						○ 税の優遇措置を通じて環境配慮の徹底に資するとともに、今後の更なる環境配慮の徹底に向けた温暖化対策税の導入に向けた議論の進展を図ることができた。 また、環境報告書、環境会計や環境活動評価プログラム（エコアクション21）に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しており、本施策は経済活動における環境配慮の徹底に向けた取組の進展に寄与していると考えられ一定の成果は出ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図るため、環境報告書の審査登録制度及び環境活動評価プログラム（エコアクション21）の認証制度の確立・運営の実施を含め、事業全体の拡充を図ることが必要である。 （今後の課題） ○ 経済的手法の活用 ・税制優遇措置については、今後とも規制及び技術開発の動向を踏まえ、適切に実施していくことが必要である。	○ 経済的手法の活用 ・環境政策における経済的措置検討経費（11百万円） ○ 事業者の自主的な環境保全活動の推進 ・環境報告書普及促進事業（24百万円） ・環境投資促進のための企業の環境会計実施支援事業（24百万円） ・事業者の環境パフォーマンス評価手法に係るガイドライン策定調査（15百万円） ・自主的環境活動評価支援事業（14百万円） ・環境会計及び環境報告書の普及に向けた枠組みに関する検討調査（15百万円）		

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成 9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
		（下位目標 2） 環境マネジメントシステム、 環境報告書等の企業が自ら行う 活動の把握、公表等の取組を通 じ、環境保全に自主的・積極的 に取り組む企業が高く評価され る社会システムが構築され、環 境への負荷の高い企業の事業活 動が自主的に低減される。		環境報告書公表企 業（％） （上場企業） （非上場企業）	C M	約50 約30	- -	平成22年 度 平成22年 度	8.2 5.5	11.0 5.0	15.3 5.9	23.4 10.3	29.9 12.0	34.0 12.2	・温暖化対策税については、課税タ イプに応じた具体的な制度案の構 築、税収の使途、政策的な優遇措 置、自主協定制度等其他の政策手法を 含めた政策パッケージ全体の中での 位置付け等についての検討が必要で ある。 ○ 事業者の自主的な環境保全活動 の推進 ・事業活動に環境配慮を組み込むた めの手法や取組内容の評価手法の開 発・普及を引き続き進めていくこと が必要である。 ・環境対策に熱心に取り組む事業者 が社会から高く評価される仕組みづ くりが必要である等 （政策への反映の方向性） 拡充	
- 4 - （2）	環境保全型 産業活動の促 進	環境に配慮した製品・サービ スや環境保全に貢献する事業活 動を促進する。 （下位目標 1） 環境ビジネスの市場規模及び 雇用規模を平成 9 年比でそれぞ れ 2 倍にする。 （下位目標 2） 地方公共団体、事業者等によ るグリーン購入の取組が制度的 に実施されるよう必要な措置を 講じていく。	C	環境ビジネスの市 場規模（兆円） 環境ビジネスの雇 用規模（万人） 地方公共団体、企 業におけるグリー ン購入実施率 （％） （地方公共団体）	C M C M C M	約50 約140 100	- - -	平成22年 度 平成22年 度 平成22年 度	24.7 69.5 -	- - -	- - -	29.9 76.9 -	- - 約23	- - 約26	○ 国及び地方公共団体によるグ リーン購入の推進により、環境物品 等の調達の対象範囲等の大幅な拡大 が図られ、予算規模も拡大し、市場 に与えるインセンティブはより大き なものとなっている。また、地域 ネットワークの設立や各種情報提供 体制の整備により、各主体による環 境配慮型製品等に関する情報の共有 化が図られつつある。環境ビジネス の市場規模及び雇用規模は、14年度 の調査によれば、22年には約47兆 円、約112万人になると推計しており、 今後も着実に拡大すると考えら れるが、目標の達成のためには一層 の普及促進を図るための施策展開を 図る必要がある。今後は、基礎調査 等だけでなく、環境ビジネスへの振 興、金融分野における環境配慮の促 進等に関する具体策を検討し、展開 していくことが必要と考えられる。	○ 環境に配慮した製品・ サービスの普及促進 ・特定調達品目に関する検 討会の開催等（9 百万円） ・グリーン購入法関係省庁 等連絡会議の開催（2 百万 円） ・環境物品等調達セミナー （2 百万円） ・地方の取組状況に関する 調査（4 百万円） ・グリーン購入推進効果評 価等（7 百万円） ・環境保全型製品購入促進 事業（15百万円） ・環境物品等情報提供体制 整備費（30百万円） ・物品等の複合的な環境負 荷低減効果評価（21百万円）

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成 9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
				（上場企業）		約50	-	平成22年 度	-	-	-	11.2	15.3	22.9	（今後の課題） ア 環境に配慮した製品・サービスの普及促進 ・特定調達品目の一層の拡充。特に、役務（環境保全に資するサービス）の指定拡充の検討。役務の市場規模及びそれに対して占める公共調達の割合を考慮すれば、公的機関によるグリーン購入の取組を役務にまで拡大することにより期待される市場へのインセンティブ付与の効果は極めて大きい。これらの課題を専門的見地から検討し、適切な役務の環境負荷低減のための基準のあり方を検討するための体制を整備する必要がある。 ・消費者ニーズが多様化する現在の国内市場にあって、需要側と供給側のミスマッチが、環境配慮型製品・サービスの一層の普及促進を図る上での阻害要因となっていると考えられるため、今後、環境配慮方製品・サービスの市場動向調査及び要因分析を行い、その結果を広く世の中に公表するとともに、今後の施策展開に生かしていくことが必要となっている等 イ 環境ビジネスの振興 ・環境ビジネスに関する環境省のこれまでの取組は、グリーン購入の促進策以外は、主として調査・研究（環境ビジネスの市場規模及び雇用規模等の基礎調査の実施と調査結果の公表等）が中心であり、環境ビジネスを実際に振興していくための具体的な施策展開を図れないでいたのが現状。 ・環境と経済の統合を今後の環境省の柱の一つとして位置付けていく上で、環境省として、具体的な環境ビジネス振興策を積極的に打ち出すことが課題となっている。 （政策への反映の方向性） 拡充	○ 環境ビジネスの振興 ・環境と経済の統合のための産業活動のグリーン化促進に関する調査検討費（ 8 百万円）
				（非上場企業）		約30	-	平成22年 度	-	-	-	-	11.8	17.8		

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成 9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
- 4 - (3)	環境事業団 の効果的な運営	環境事業団の効果的な運営を進める。	C	助成額交付金のうち管理諸費等の執行額（百万円）	P	1,257百万円以下	-	平成14年度	1,574	1,447	1,407	1,378	1,257	-	環境事業団の管理費等事務費を効率的に執行し、前年度実績以下とする目標を定め、事業の効率的な運営を図っている。環境事業団については、16年4月より、地球環境基金に係る業務など一部の事業を独立行政法人に移管したうえで、P C B 廃棄物の処理業務を中心とする特殊会社とすることとしており、事務の円滑な移行に向けて作業を進める必要がある。 （今後の政策） 環境省所管の特殊法人（環境事業団及び公害健康被害補償予防協会）については、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、公害健康被害補償予防協会を独立行政法人化するとともに、環境事業団については、地球環境基金に係る業務など一部の業務を当該独立行政法人に移管した上で、P C B 廃棄物の処理業務を中心とする特殊会社とすることとしており、16年4月の移行に向け、関連法案を第156回国会に提出し、可決・成立した。今後は、事務の円滑な移行に向けて所要の作業を進める。 （政策への反映の方向性） 縮小、廃止	○ 建設譲渡事業 ・都市公園事業費補助国土交通省（3,852百万円） ○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業 ・環境事業団交付金（5,476百万円） ・廃棄物循環型社会基盤施設整備費（1,467百万円） ・産業廃棄物適正処理推進費補助金（2,000百万円） ○ 地球環境基金事業 ・環境事業団補助金（806百万円）
- 5 環境アセスメント																
- 5 - (1)	環境影響評価制度の運営及び充実	環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境保全上の適切な配慮を確保する。 （下位目標1） 必要な事業について事業者によって適切な手法により環境影響評価が行われ、その結果が事業に反映されること。	C	（参考指標） 環境影響評価法による手続開始延件数（うち当初から法による手続開始延件数）	P	-	-	-	-	-	-	-	-	132（82）	○ 環境影響評価法に基づき手続を開始したものは132件あり、うち手続き当初から法に基づき手続を開始したものは82件である。環境影響評価制度に対する全般的な理解は進んでいるものの、スコーピング（住民・専門家等外部の意見を踏まえ、環境影響評価の内容を絞り込む手続き）の活用、アセスメントを通じた主体間のコミュニケーションの促進等には課題が多い。また、比較的新しい制度でもあり、常に新たな技術手法を把握、開発するとともに、それらの技術が事業者によって活用されるようにするという観点からは課題も多い。	○ 環境影響評価制度の運営 ・環境影響評価制度等推進経費（305百万円） ○ 情報の整備・提供の推進 ・環境影響評価情報支援ネットワーク事業（49百万円） ○ 住民意見形成の促進 ・環境影響評価情報支援ネットワーク事業（49百万円） ・住民意見形成支援システム整備費（12百万円） ・環境アセスベースマップ整備費（20百万円）

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）			
							基準年次	達成年次	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度					
		（下位目標2） 予測の不確実性が補われ、得られた情報が事業に反映されること。				—			予測の不確実性を補うものとして、事後調査がある。平成9年度より事後調査についての情報収集を行うとともに、これを解析し、適切な事後調査等の実施方法等について検討し情報提供をしている。 12年度以降、諫早湾緊急調査を実施するなど、諫早問題等の手続きを完了した案件に関する問題に一定の成果を上げてきた。13年度に初めて環境影響評価のレビューについて、環境省の見解を公表したが、事業者等においては未だレビューの趣旨、内容に十分な理解があるとはいえない。						（今後の課題） ○ 正確な環境評価が行われるため、引き続き新たなニーズや最新の科学的知見に応じて常に技術評価手法の開発及び提供が必要である。 ○ 開発された技術手法のレビューを促進することが必要である。 ○ 国民に環境影響評価制度が理解され、必要な場合に必要意見が提出されるためには、環境影響評価制度に関する普及啓発を続けるとともに、事業者と国民が具体的なコミュニケーションを進めるための手法を開発し、また、国民にとって利用しやすい形での情報の提供を図っていく必要がある。 ○ 環境保全措置、過去の評価書のよりわかりやすい検索システム等の開発・提供を行う等の適切な情報提供を行う必要がある。 ○ 事業者によりアセス結果に基づき環境保全の適正な配慮がなされるかどうか今後十分にフォローする必要がある。 （政策への反映の方向性） 拡充	○ 技術手法の向上 ・環境影響評価技術手法調査費（23百万円） ・地球環境・廃棄物に関する環境影響評価手法検討調査費（21百万円） ・環境保全措置ガイドライン整備費（15百万円） ○ 環境影響評価の適正な審査 ・環境影響評価審査実施経費（65百万円） ○ 環境影響評価後のフォロー ・環境影響評価追跡調査費（11百万円）			
		（下位目標3） 国民に環境影響評価制度が理解され、適切な意見が提出され、適切に事業に反映されること。				—			平成10年度より情報提供の場としてホームページを開設し、手続き状況に関する情報をリアルタイムで提供するなど環境アセスメントに関する情報をインターネットにより提供している。14年度には、約140万件のヒットがあり、市民、事業者、NGO、地方公共団体等の重要な情報源になっている。また、環境影響評価制度の普及啓発のため、パンフレットの作成、配布を行っているほか、国及び地方公共団体によって、説明会や勉強会も開催されている。しかしながら、制度の趣旨に照らして適切な意見が活発に出されているとは言い難い。										
		（下位目標4） 国及び地方公共団体によって適切な審査が行われ、適切に事業に反映されること。				環境影響評価法施行以降、環境大臣意見を述べた述件数			P	-	-	-	-	-			-	-	65
		（下位目標5） 環境影響評価制度全体が適切に運営され、効率的に環境影響評価制度の効果が発揮されるようにする。				—			環境影響評価法に基づき手続きを完了したものは64件あり、そのうち手続き当初から法に基づき手続きを開始したものは19件である。										
- 5 - (2)	戦略的環境アセスメントの推進	国の施策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)、政策について環境保全上の適切な配慮を確保すること。	C	—												○ いくつかの個別の事業分野について上位計画策定に当たって環境保全上の適切な配慮を確保するためのシステムに関する具体的な考え方や手法が示され、また、東京都や埼玉県において、上位計画に関して条例や要綱が制定される等、目標達成のためのシステム構築の動きが見られるところであるが、未だ全ての上位計画や政策について十分なシステムが導入されている状況にはない。今後は、可能な分野や可能な具体的計画から配慮を行うためのシステムを実施して実例を積み重ね、有効性、実効性の検証を行い、それを踏まえて環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図る必要がある。	○ 戦略的環境アセスメントの推進 ・戦略的環境アセスメント手法等整備費（33百万円）		
		（下位目標1） 国の行政機関によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われるようにすること。		—						河川管理計画等いくつかの個別の事業分野において上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われるためのシステムについての考え方が示された。環境省においては、それらに関する調査研究を行っている。									
		（下位目標2） 地方公共団体によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われるようにすること。		—						東京都や埼玉県において、上位計画に関して条例や要綱が制定された。									

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成 9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
		（下位目標 3） 事業者によって、上位計画について環境保全上の適切な配慮が行われること。				—			都市開発を行うに当たって環境保全上の適切な配慮を行う例が見られる。						（今後の課題） ○ 当面、上位計画について環境保全上の適切な配慮を行うための手法について明らかにしていく必要がある。 ○ 可能な分野や可能な具体的計画から配慮を行うためのシステムを実施して実例を積み重ね、有効性、実効性の検証を行い、それを踏まえて環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図る必要がある。そのため、各事業所管官庁や都道府県とも情報交換しつつ、出来るだけ実例の実施を促進する必要がある。 ○ 現在ほとんど調査検討が進んでいない政策レベルにおいて環境配慮を行うための手法について、調査検討を開始する必要がある。 （政策への反映の方向性） 拡充	
- 6	環境に配慮した地域づくりの支援	地域環境総合計画の策定を推進するとともに、情報面からの支援を行い、環境に配慮した地域づくりの実効ある展開を図る。	C	—											○ 地域環境総合計画の策定支援の結果、同計画の策定地域は着実に増加し、14年度末までに都道府県・政令指定都市全てと500の市町村（全市町村の15％）において策定された。 また、地域環境行政支援システム（知恵の環）により、全国規模で地方公共団体から環境施策等の情報を収集・提供を行っており、環境に配慮した地域づくりに一定の寄与をもたらしているといえる。 （今後の課題） ○ 地域環境総合計画策定支援・策定地域数は全市町村の15％程度であること、策定状況に地域格差があることなどから、引き続き支援していくことが必要である。 ○ 地域環境行政支援システム(知恵の環)の運営・充実 ・システム利用者のニーズは絶えず変化するため、提供情報の質的・量的充実を常に追求する必要がある。 （政策への反映の方向性） 継続	○ 地域環境総合計画策定支援 ・地域環境総合計画策定事業費補助（374百万円） ○ 地域環境情報の収集・提供 ・地域環境計画等情報提供システム運営費（14百万円）
		（下位目標 1） 平成17年度までに、全国の市町村の 2 割の市町村において地域環境総合計画を策定する。		地域環境総合計画策定自治体数	P	660	-	平成17年度	-	153	235	318	426	500		
		（下位目標 2） 地方公共団体向けの情報提供について、その内容の質的・量的充実を図る。		地域環境行政支援システム（知恵の環）のアクセス数（件／日）	P	2,000	-	平成18年度	-	-	1,802	1,559	1,358	1,840		

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）	
							基準年次	達成年次	平成 9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度			
- 7	試験研究、 監視・観測等 の充実，適正 な技術の振興 等	環境研究及び環境技術開発を 促進するための基盤整備を行う とともに、その振興を図る。	C	—												○ 環境省の科学技術関係経費は平 成 9 年度から14年度の 6 年間で約 70％伸びたが、平成14年度の予算は 306億円であり、同年度の政府全体の 科学技術関係経費の0.9％にとどまっ ている。環境分野の重要性を鑑みる と、一層の増額を図り環境分野にお ける科学技術の推進を行う必要がある。 「公害防止等試験研究費」において は、研究課題の採択に当たって、事 前に採択方針を提示し、環境行政に 資する効果的な研究の促進を図るこ としてしている。 また、中間評価等を行うことによ り効果的な研究管理の促進と環境政 策との適合性の確認を行っている。 この結果、環境行政の重要課題に 沿った調査研究・技術開発が効率 的・効果的に推進されており、その 成果は、環境行政の重要課題の促 進、民間等における環境保全活動な どに活用されている。 （今後の課題） ○ 「環境技術開発等推進費」につ いては、総合科学技術会議の「平成 16年度の科学技術分野の重点事項に ついて」（平成15年 3 月）におい て、技術革新につながる基礎研究等 への取組の強化、優秀な若手研究 者・技術者の支援が重要であると指 摘されており、これらの課題に対応 するプログラムを創設する必要がある。	○ 試験研究、監視・観測 の充実及び適正な技術の振 興等 ・地球環境研究総合推進費 （2,895百万円） ・環境技術開発等推進費 （765百万円） ・廃棄物処理等科学研究費 補助金（1,050百万円） ・国立環境研究所運営費 （9,515百万円） ・国立環境研究所施設整備 費（240百万円） ・ナノテクノロジーを活用 した環境技術開発推進事業 （平成15年度新規） ・環境技術実証モデル事業 （15年度新規） ・地球環境研究総合推進費 （再掲） ・地球環境保全試験研究費 （400百万円） ・地球温暖化の影響と適応 戦略に関する統合調査費 （183百万円） ・IPCC第 4 次評価報告書作 成支援調査費（ 8 百万円） ・衛星搭載用観測研究機器 製作費（250百万円） ・地球温暖化総合モニタリ ングシステム基盤強化費 （150百万円）
	（下位目標 1） 環境分野における競争的資金 を拡充する。	競争的資金の予算 額（百万円）		P	5,700	-	平成17年 度	2,850	2,850	2,850	2,850	4,053	4,710				
	（下位目標 2） 独立行政法人国立環境研究所 における中期目標を達成する。	独立行政法人評価 委員会の業務実績 の評価		P	B 以上	-	平成17年 度	-	-	-	-	A	-				
	（下位目標 3） ナノテクノロジーを活用した 環境技術を開発する。	—					（15年度からの実施で14年度の実績なし）										
	（下位目標 4） 環境技術の環境保全効果等を 第三者が客観的に実証する手 法・体制の確立を図る。	—					（15年度からの実施で14年度の実績なし）										
	（下位目標 5） IPCC（気候変動に関する政府 間パネル）第 4 次評価報告書に おける我が国の研究者による研 究成果の引用貢献度を、同第 3 次評価報告書に比べ大幅に増加 させる。	引用貢献度		P	第三次評 価報告書 の1.5倍	-	平成19年 度	-	-	-	-	1倍	-				
	（下位目標 6） 衛星により、オゾン層及びオ ゾン層破壊物質、全球の温室効 果ガスの監視・観測を実施す る。	—					平成14年12月14日に、オゾン層観測センサILAS- が地球観測衛星ADEOS- に搭載され、成功裏に打ち上げられた。また、文部科学省・宇宙開発事業団と共同開発を行う温室効果ガス・オゾン観測センサについては、効果的な測定のためのセンサ仕様の再検討を実施した。										

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成 9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
		（下位目標 7） 地球温暖化対策の基礎となる 監視・観測の充実を図るため、 航空機・船舶によるモニタリン グシステムの構築を目指す。				—			小型航空機による温室効果ガスの分布観測を行うための観測システムの 開発を実施した。また、温室効果ガス観測データの相互利用を推進するた め、データの統一等について検討を行うとともに、データ解析手法を含め た相互利用・提供ネットワークの構築に向けたデータベースの基本設計を 検討した。						○ 地域の実情に応じた循環型社会 の形成及び温暖化対策などに係る環 境研究 ・技術開発を充実させるため、地方 環境研究所を核とした大学及び企業 等による産学官連携、並びに同様の 研究ニーズを持っている地域間の連 携を円滑に進めることができるシス テムを構築していくことが必要であ る。 ○ 「環境省研究開発評価指針」に 沿ってより一層適切かつ効率的な研 究開発評価が行われるよう、評価実 施体制の充実を図ることが必要であ る。 ○ 中央環境審議会による「環境研 究・環境技術開発の推進方策につい て」（第一次答申）において、環境 技術の開発・普及に向け、環境技術 の環境保全効果等について客観的な 評価・検証の実施の必要性が指摘さ れており、平成15年度より「環境技 術実証モデル事業」を実施すること としたが、運営を成功に導き、適正 な技術の振興につなげることが必要 である。 ○ 独立行政法人国立環境研究所の 業務実績に関して高い評価が得られ るよう、財政面を含めた支援の充実 を図る必要がある等 (政策への反映の方向性) 拡充	
- 8	環境情報の 整備と提供	○ 環境情報の体系的な整備及 び提供により、環境保全施策の 科学的・総合的な推進と国民 ニーズに対応した環境情報（環 境の状況、環境への負荷等）の 分かりやすい提供を図る。 ○ 「e-Japan重点計画」に基づ き、申請・届出等手続のオンラ イン化（電子化）を実施し、電 子政府の実現を図る。	C	環境省ホームペ ージアクセス数（百 万件）	P	-	-	-	-	-	-	6 （ 1 ～ 3 月 ）	51	83	○ 環境情報の体系的整備と提供に ついては、環境省ホームページの提 供データ量とアクセス数とも着実に 増加している。また、電子政府の構 築については、申請・届出等手続の オンライン化時期を15年度から14年 度に前倒して実施した。 （今後の課題） ○ 環境情報を広く国民に提供する ため、ホームページを活用した情報 提供の一層の充実と国際的な情報発 信のため、英語ホームページの一層 の充実	○ 環境情報等の体系的な 整備（収集、整理、加工） 及び国民等への分かりやす い形での提供 ・情報基盤の強化対策費 （767百万円） ○ 申請・届出等手続のオ ンライン化（電子化）の推 進 ・情報基盤の強化対策費の うち行政手続電子化推進基 盤整備費（289百万円）
				環境省ホームペ ージで提供している 情報量（MB）	P	-	-	-	-	-	-	1,436	3,847	6,665		

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成 9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
				オンライン化手続 数（件）	P	-	-	-				0	1	251	○ 14年度に着手した環境情報総合データベース構築の完成と提供 ○ 平成15年度に L A N システムの更改を行い、省内事務の電子化のための基盤を整備する。 ○ 申請・届出等手続以外の手続について平成15年度にオンライン化を実施する。 ○ 近々策定される「電子政府構築計画（仮称）」に基づき、業務・システムの総合的見直しや C I O （情報化統括責任者）補佐官の配置などの各種施策を実施する。 （政策への反映の方向性） 継続	
- 9	公害防止計画の推進	公害の著しい地域等を解消する。 （下位目標 1 ） 公害防止計画の推進により公害防止計画策定市町村数を減少させる。	C	公害防止計画策定地域数	P	-	-	-	-	34	34	34	32	32	○ 公害防止計画策定地域は、制度が創設された昭和45年以降、延べ50地域で策定されたが、同計画に基づいて各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、平成14年度末現在では32地域にまで減少した。また、平成13年12月の中央環境審議会の答申「公害防止計画制度の運用の見直しについて」を受けて、策定要件を明確化し、平成14年度策定地域から課題対応型の計画を作成するよう都道府県に指示しているところであり、より実効性のある計画の推進を図っているところである。 （今後の課題） ・公害の著しい地域等を解消するために、今後も公害防止計画の達成の推進を図っていく必要がある。 ・公害防止計画の進行管理・分析評価を行うため、データベースの構築を検討しているところである。 （政策への反映の方向性） 拡充	○ 公害防止計画の推進 ・公害防止計画策定経費（11百万円）
				公害防止計画策定市区町村数	P	-	-	-	-	381	376	364	331	320		

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成 9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
- 10 環境保健対策																
- 10 - (1)	公害健康被 害対策（補 償・予防）	公害に係る健康被害につい て、迅速かつ公正な救済及び予 防を図る。	C	(1)		—								○ 公害に係る健康被害について、 迅速かつ公正な救済が行われると ともに、未然防止に係る健康被害予防 事業や環境保健サーベイランス等が 着実に実施された。 （今後の課題） 公健法に基づく認定患者に対する 補償を着実に行う必要がある。	○ 公害健康被害の補償 ・ 公害健康被害補償給付支 給事務費交付金(1,283百万 円) ・ 公害保健福祉事業助成費 (58百万円) ・ 公害健康被害補償予防協 会事務費補助(615百万円)	
		（下位目標 1） 「公害健康被害の補償等に関 する法律」（公健法）に基づ き、認定患者への公正な補償給 付等の実施を確保する。		—		公健法認定患者約 5 万 7 千人に対し公正な補償給付等が実施された。 また、当該補償給付等に要する財源に充てるための汚染原因者からの適 正な賦課金徴収等が行われた。										
		（下位目標 2） 公健法による健康被害予防事 業の推進に加え、地域人口集団 の健康状態と環境汚染との関係 について継続的な監視及び調査 研究を行う。		—		公健法旧指定地域等47地域の健康被害予防に直結する健康相談、健康診 査、機訓練事業を中心に健康被害予防事業が実施された。また、環境保健 サーベイランス、カドミウム汚染地域住民健康影響調査などにより、環境 汚染による健康影響の継続的監視及び調査研究が行われた。										
															</	

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）	
							基準年次	達成年次	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度			
- 10 - (2)	水俣病対策	水俣病総合対策について、平成7年の閣議了解等に基づき確実に実行する。また、水俣病に対する国際協力及び総合的研究について着実に進める。	C			—	—								○ 水俣病総合対策については、対象者の高齢化に対応した水俣病総合対策の運用改善及び地域再生・振興の着実な実施など、地元団体等関係者の評価が高く、今後も確実に実施していく必要がある。また、水銀汚染が懸念される国での現地住民等に対する普及啓発セミナーは啓発効果が大きく、引き続き世界各地の水銀汚染問題の防止に向けた国際貢献等を強化していく必要がある。水俣病に関する総合的研究については、医学的研究や臨床・疫学研究を進めているが、近年UNEPを中心として低濃度の水銀汚染による影響解明の取組が進みつつあり、こうした国際社会の課題に対し、積極的に対応する必要がある。 （今後の課題） 水俣病総合対策については、 ・今後とも確実に実行していく必要がある。 ・地元団体からの要望に添って、対象者の高齢化等に対応した運用面の改善等、可能な限り応えていく必要がある。 チッソへの支援については、 ・原因者としての責任を確実に遂行させる必要がある。 ・平成12年の閣議了解に基づき、所要の支援措置を講じていく必要がある。 情報発信と国際貢献については、 ・引き続き水俣病経験を国内外に発信し、世界各地の水銀汚染問題の防止に向けた国際貢献等を強化していく必要がある。 水俣病に関する総合的研究については、 ・近年UNEPを中心として低濃度の水銀汚染による影響解明の取組が進みつつあり、こうした国際社会の課題に対し、積極的に対応していく必要がある。 （政策への反映の方向性） 継続	○ 水俣病対策 ・水銀汚染対策等調査推進事業（31百万円） ・認定業務等促進関係経費（30百万円） ・水俣病総合対策等関係経費（1,628百万円） ・水俣病対策地方債償還費（7,339百万円） ・健康被害調査研究費（水俣病に関する総合的研究）（33百万円） ・国立水俣病総合研究センターに必要な経費（656百万円）	
		（下位目標1） 平成7年の水俣病問題解決に当たっての閣議了解等を踏まえ、水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実行する。					—										平成7年の水俣病問題解決に当たっての閣議了解等を踏まえ、水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実行した。特に、総合対策医療事業においては、地域住民約8千人に対して健康診査を始めとした健康管理事業を実施するとともに、約1万人の手帳保持者に対して療養費の支給を始めとした医療事業を実施した。
		（下位目標2） 水俣病の経験を国内外に情報発信し、世界各地で顕在化している水銀汚染問題について、我が国の経験と技術を活かした国際協力を進める。					—										・平成15年3月、中国天津市において「開発途上国に対する水俣病経験の普及啓発セミナー」300名（現地の行政担当者、研究者等）の出席者を得て開催し、水俣病の教訓を伝えた。 ・国立水俣病総合研究センターにおいては、10月、米国ロチェスター大学の研究者等を招聘して「微量メチル水銀曝露と幼児成長に関する国際フォーラム」の開催、11月、タンザニア国において「水銀汚染に関する国際ワークショップ」を開催地国及び周辺国等の研究者の参画を得て開催した他、延べ16名の海外研究者の招聘、延べ15名の研究者の海外派遣及び150名の開発途上国等からの研修生の受け入れを行った。 ・国立水俣病総合研究センターの付属施設である「水俣病情報センター」を、活用し展示を行った他、市立水俣病資料館と協力し「語り部講話」を66回県環境センターと協力し「環境学習」を18回開催するとともに「子ども、国連環境会議推進協会「ヨハネスブルグサミット報告会」及び「国立水俣病総合研究センター公開セミナー」を開催し、平成14年度約30,780人の来館者を得たまた別途ホームページ等による情報発信を実施した。

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）
							基準年次	達成年次	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		
- 10 - (3)	環境保健施策に関する調査研究の推進	国民的な関心事となっている花粉症と大気汚染との関係、電磁波による健康影響等の諸問題について、調査研究を推進する。	P			—			大気汚染と花粉症との関係はスギ花粉症の発症、悪化への大気汚染物質の関与について究明するため、動物実験や疫学調査等の調査研究を進めた。具体的には、ディーゼル排気のうち粒子状成分が特に花粉症の悪化に関与しているのではないかと指摘があることから、ディーゼル排気からガス状成分のみ取り除き粒子状成分のみを曝露する装置の開発に成功した。疫学調査は小学生を対象に行い、スギ花粉症がスギ花粉飛散数の影響を受けることが明らかとなったが、現在の環境における大気汚染がスギ花粉症を悪化させるという明白な結論は得られなかった。また、平成12年度に発刊した花粉症保健指導マニュアルについては、最新の知見及び関係省庁の取組等を盛り込み、全面改定を行った。 いわゆる化学物質過敏症を生じさせるといわれている化学物質による健康影響の実態を解明するため、動物実験や二重盲検法を用いた疫学調査等の調査研究を実施した。 電磁波による健康影響等の諸問題については、環境を通じた超低周波電磁波の個人曝露量把握に関する調査研究や文献調査を進めた。具体的には国立環境研究所が実施した小児がんの疫学調査で得られている磁界レベル測定値を基に磁界環境と超低周波曝露量との関連について解析を行った。また送電線等の周辺家屋における最大磁界レベル推定プログラムの検証を行った。さらに、電磁界に関する新たな研究、国際機関および諸外国の動向等を調査した。	○ 国民的な関心事となっている環境保健問題である花粉症と大気汚染との関連、いわゆる化学物質過敏症、電磁波の健康影響について、因果関係解明には至らないものの、着実な成果をあげた。大気汚染と花粉症との関係については、花粉症動物実験モデルの作成及びディーゼル排気微粒子（DEP）吸入曝露装置の開発に成功した意義は大きい。いわゆる化学物質過敏症については、未解明な部分も大きい。二重盲検法の症例数を増やし一定の結果を得るとともに、その病態解明に向けた有用な知見が得られた。また、電磁波に関する調査研究では、環境を通じた超低周波電磁波の個人曝露量把握に向け、基礎的な情報を得られたばかりでなく、今後の調査研究に向けての問題点も明らかになるなど成果をあげた。 （今後の課題） ○ 大気汚染と花粉症の関係について ・交絡因子の少ない小児を対象とした補足的な調査（大気汚染の程度が高度な地域）を行うとともに、効果的な疫学調査の手法について検討する。 ○ 化学物質過敏症について 因果関係究明に向けて、引き続き調査方法の改良を行いながら動物実験及び疫学調査を行う。 ○ 電磁波について 正確な個人曝露量推定のため、調査方法を改良しつつ調査を行う。 （政策への反映の方向性） 継続	○ 環境保健に関する調査研究の推進 ・大気汚染物質が健康に及ぼす影響に関する総合的研究（23百万円） ・環境中微量化学物質による健康影響等調査及び環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査（28百万円）					

政策 番号	政策名 （「施策 名」）	達成すべき目標 （「目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段 （「平成14年度予算」）				
							基準年次	達成年次	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度						
- 11	環境政策の 基盤整備	環境政策推進のための知見を 収集し活用するとともに、研修 を実施することにより職員の知 識の向上を図り、専門的技術を 習得させる。	P	—							○ 学識経験者も交えた研究会等により、その時々最新のもしくは重要なトピックについての内外の環境政策・環境法制等の情報収集や研究を行っており、広汎化・多様化する環境政策の企画・立案に役立っている。これまでも、ダイオキシン類対策、環境影響評価、地球温暖化対策といった環境行政における新たな重要施策に対応して研修を新設し、人材の育成に努め、新規施策の円滑な推進に寄与してきている。年間を通じ、研究会において環境政策・環境法制等の研究を行い報告書を出すなど、成果はみられた。また、研修を実施することによって職員の知識向上を図り、専門技術の取得に資することとなった。 （今後の課題） その時々最新の重要なトピックを常に俎上に乗せ、今後の環境政策を進めるうえでの確に活用できる研究成果をあげられるように努める。 社会経済の構造変化に対応する、中長期的な政策研究立案の必要性が高まってきており、環境省自体の政策立案能力の整備が求められている。 常にニーズの把握に努め社会情勢の変化等に対応した、より有効性・効率性の高い研修の実施に努める。 研修対象の職員にだけでなく、これからは国民レベルでの環境問題の啓発を行っていくことが必要である。 （今後の政策への方向性） 新規						○環境政策研究 ・環境政策研究費（2百万円） ○環境研修 ・環境研修センターに必要な経費（289百万円）			
（下位目標1） 情報収集・研究の成果を、環境政策を進めるうえで活用できるような形に集約する。							環境法、環境争訟及び環境自治行政の現状と展望について研究し「環境達成状況、法、環境争訟及び環境自治体の現状と展望（2）」という報告書を取りまとめた。													
（下位目標2） 新たなニーズに対応した研究コースの見直し等を実施し、効率的な研究の実施に努める。							これまでダイオキシン類対策等環境行政等における新たな重要施策に対応して研修を新設し、新規施策の円滑な推進に寄与してきた。 ○ 平成14年度新設研修コース 外因性内分泌攪乱物質化学物質（環境ホルモン）環境モニタリング研修 ○ 平成14年度研修実施実績達成状況 ・実施コース数（42コース：前年比／1コース減） 行政関係研修：27 分析関係研修：15 ・修了者数（1,662名：前年比8名減） 行政関係研修：1,411名 分析関係研修：251名													

表 1 実績評価方式を用いた評価の対象とする政策

府 省	対象とする政策の範囲	対象とする政策の単位	(参考) 政策数
環境省	環境省のすべての政策	評価は、共通の目的を有する事業のまとまりである。「施策」を単位とする。	48 政策 (48 政策)

(注) 1 環境省の基本計画及び実施計画を基に当省が作成した。

2 「政策数」欄における()内の48政策は、環境省の「平成13年度環境省政策評価書」における数値である。

表 2 「達成すべき目標」及び「測定指標」の設定状況

府 省	「達成すべき目標」の設定状況	「測定指標」の設定状況
環境省	目標数 50〔75〕 ○ 「目標」(50)〔75〕 ○ 「下位目標」(154)〔-〕 「目標」の下に、事務事業に関連した具体的な目標(「下位目標」)が設定されている。	指標数 148〔157〕 ○ 「指標」及び「参考指標」(148)〔157〕 「指標」は施策の効果を直接的に表すもの。 「参考指標」は施策の効果を間接的に表すもの。 「指標」と「参考指標」の区分は明確にされていない。

(注) 1 環境省の「平成14年度環境省政策評価書」を基に当省が作成した。

2 〔 〕内は、環境省の「平成13年度環境省政策評価書」における数値である。なお、同評価書には、「下位目標」は、設定されていない。

表 3 達成すべき目標のアウトカム、アウトプット別の内訳 (単位: 件)

府 省	政策数	左の内訳	
		「達成すべき目標」がアウトカムに着目して設定されているもの	「達成すべき目標」についてアウトプットに係る目標が設定されているもの
環境省	48 (48)	46 (45)	2 (3)

(注) 1 環境省の「平成14年度環境省政策評価書」を基に当省が作成した。

2 「達成すべき目標」が複数ある場合には、少なくとも一つの目標がアウトカムに着目して設定されている場合は、『「達成すべき目標」がアウトカムに着目して設定されているもの』欄へ計上している。

3 ()内は、環境省の「平成13年度環境省政策評価書」における数値である。

表 4 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策 (単位:件)

府 省	評価対象 政策数	目標に関し達成しようとする水準 が数値化等されている政策数			目標に関し達成しようとする 水準が数値化等されていない政 策数
			アウトカム	アウトプット	
環境省	48 (48)	32 (16)	17 (11)	15 (5)	16 (32)

- (注) 1 環境省の「平成 14 年度環境省政策評価書」を基に当省が作成した。
 2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている政策及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている政策を計上した。
 3 評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されていれば、達成しようとする水準が数値化等されている政策として計上した。その上で、数値化等されている指標のうちアウトカム指標を有する政策は「アウトカム」欄へ、それ以外の政策は「アウトプット」欄へそれぞれ計上した。
 4 () 内は、環境省の「平成 13 年度環境省政策評価書」における数値である。

表 5 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策に
設定されている指標の分類 (単位:件)

府 省	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策数	当該政策に設定されている指標数			
			アウトカムで 定量的に設定	アウトカムで 定性的に設定	アウトプット で設定
環境省	16 (32)	23 (102)	2 (16)	0 (0)	21 (86)

- (注) 1 環境省の「平成 14 年度環境省政策評価書」を基に当省が作成した。
 2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化等されておらず、目標に関し達成しようとする水準が具体的に特定されていないものを計上した。
 3 詳細は、政策評価審査表(実績評価関係)を参照
 4 () 内は、環境省の「平成 13 年度環境省政策評価書」における数値である。

表 6 目 標 期 間 の 設 定 状 況 (単位:件)

府 省	評価対象政策数	測定指標に目標期間が設定されている政策数				測定指標に目標期間が設定されていない政策数
		基準年次及び達成年次が記載されているもの	基準年次のみが記載されているもの	達成年次のみが記載されているもの	小 計	
環境省	48 (48)	13 (12)	0 (0)	17 (3)	30 (15)	18 (33)

- (注) 1 環境省の「平成 14 年度環境省政策評価書」及び同省からの聴取結果を基に当省が作成した。
 2 「基準年次及び達成年次が記載されているもの」については、一つの政策に複数の測定指標が設定されている場合、少なくとも一つの測定指標に基準年次及び達成年次が設定されている政策数を計上した。
 3 () 内は、環境省の「平成 13 年度環境省政策評価書」における数値である。

表 7

学識経験を有する者の知見の活用状況

府 省	知見の活用状況等	議事録等の H P 掲載
環境省	評価の取りまとめに際して「環境省政策評価委員会」から意見を聴取 (評価書に同委員会の議事要旨を資料として添付)	○

(注) 環境省の「平成 14 年度環境省政策評価書」及び同省からの聴取結果を基に当省が作成した。